

財団法人 住宅総合研究財団

SMILE ON "HOUSING FORUM" QUARTERLY HOUSING RESEARCH FOUNDATION (JISOKEN)

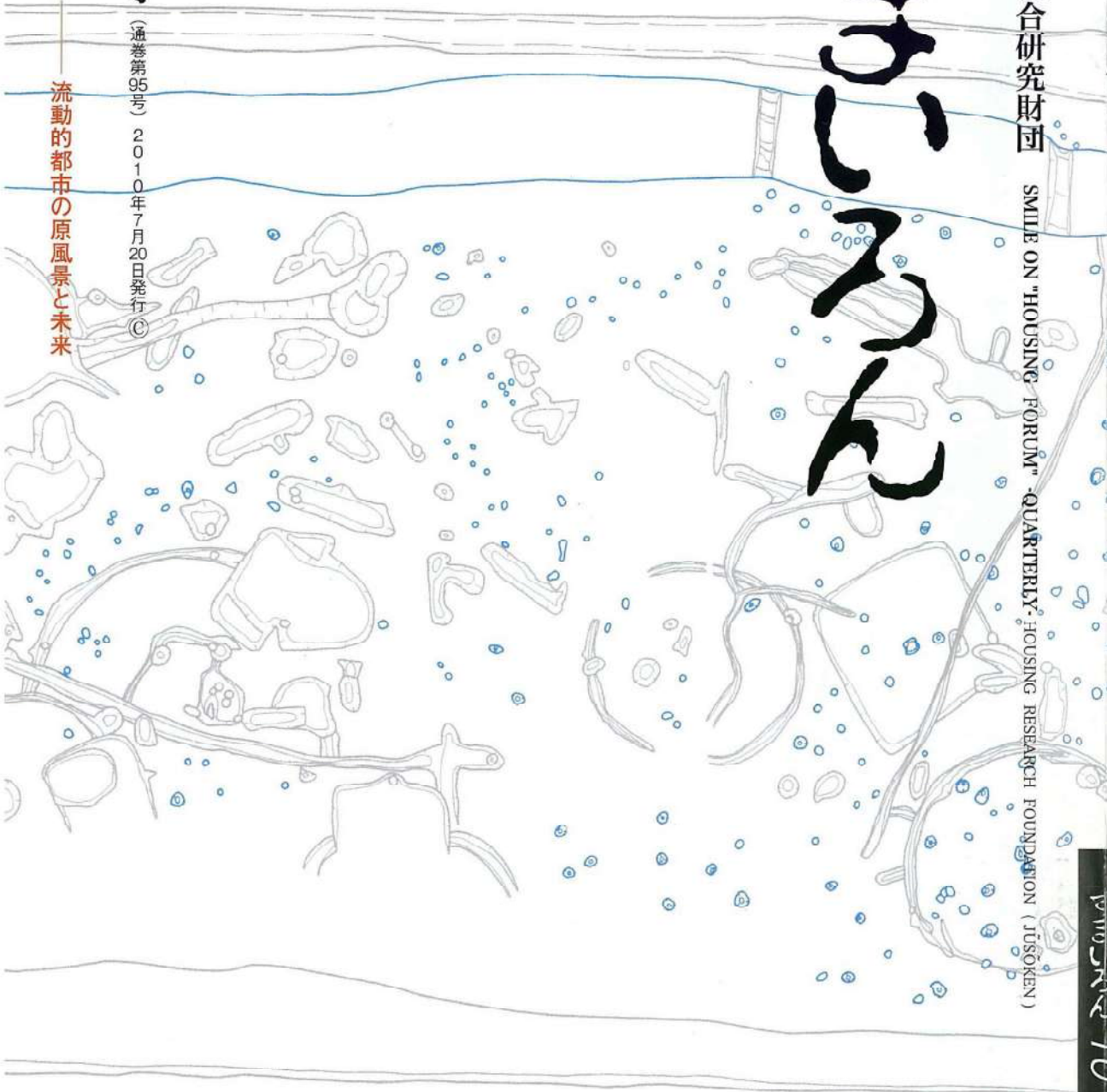
すまいるん

季刊
2010
夏
号

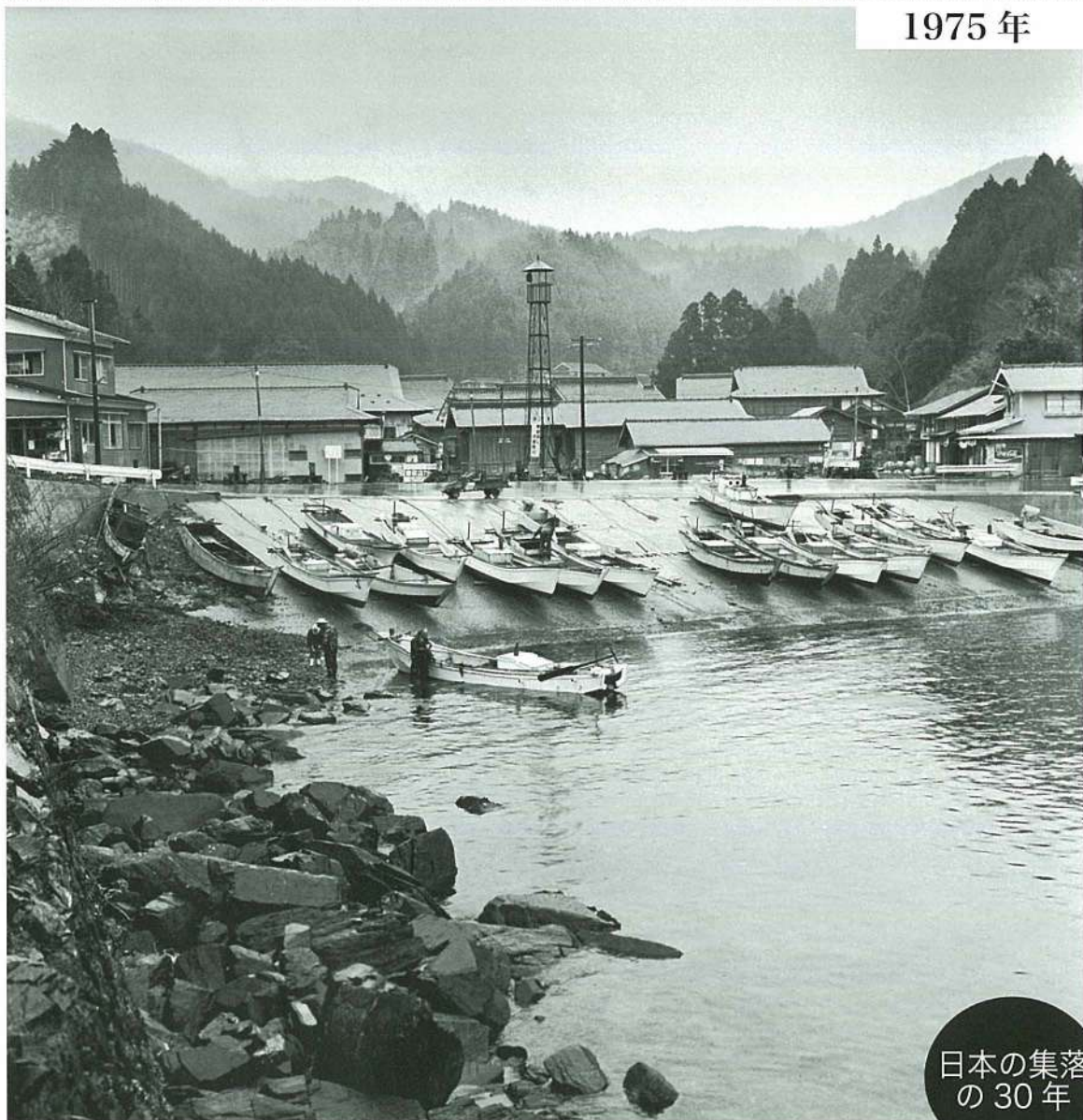
(通巻第95号) 2010年7月20日発行 ©

特集 II 動くすまい

流動的都市の原風景と未来



すまいるん 夏



日本の集落 の30年

1975年1月。浜に小舟、見事にそろった石葺きの入母屋や切り妻屋根の家が山々の景色を背負う。漁村としては珍しい、風格のある集落に出会った。

鉄骨トラス橋脇の小さな入り江
宮城県桃生郡北上町 小室集落
写真 畑亮 / 畑拓

通り過ぎてしまった集落

宮城県北東部、北上町の海岸沿いの港々を30年前の小室集落の写真をみながら行ったり来たりしていた。写真は入り江に並ぶ小舟と石盤葺き屋根の民家が建て込んだ漁村の景色をなしている。

幾つかの港でひなたぼっこをしている老人たちに30年前の集落の写真をみてもらうがどうもピンとこない。ひとつの小さな入り江の岸壁で、地べたに座って漁の網を直しているおじさんに写真を見てもらった。すこしして「ああ、ここだよ」と振り返って見える集落を指さして教えてくれた。写真で想像していたよりもずっと小さな入り江の集落の上に大きな鉄骨トラス橋がかかっていた。集落の旧道は残されているものの、この橋の上の県道が交通の主となり、車の行き来もスムーズになったのだろう。私たちがこの集落の上を一瞬で通り過ぎていたのだった。

漁村の風景を残す石盤葺きのうろこ屋根

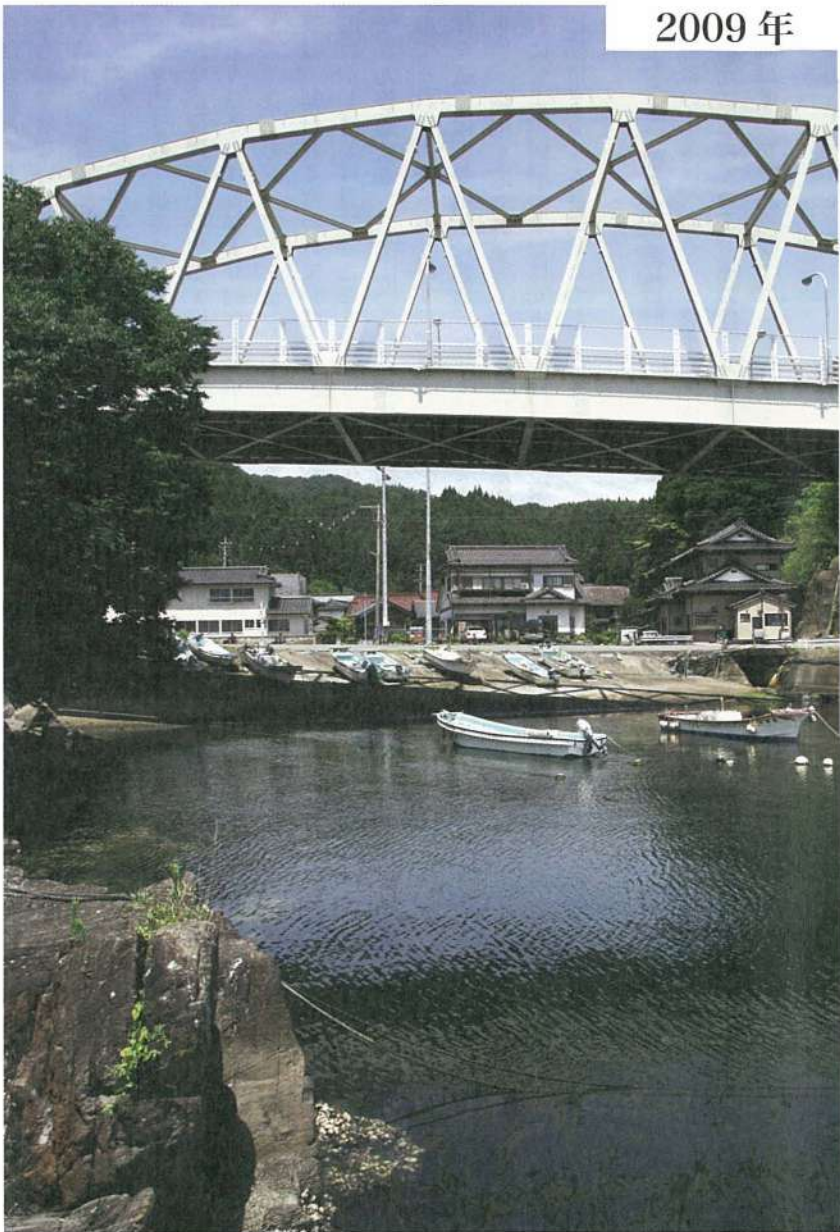
集落の中に数棟残っている石盤葺き屋根は入母屋屋根でうろこ模様になっている。十数キロ北へ行った南三陸町戸倉の長清水にも石盤葺き屋根の並ぶ美しい集落が残されている。ここから近い石巻市雄勝産の石盤(天然スレート)は全国的にも良品とされ、文化財の改修で使われる石盤のほとんどが雄勝産のものという事だ。30年前の取材によると雄勝町産の粘板岩は、硬く緻密で吸水性が少なく、耐火・耐寒性に優れて



上写真 橋の下の入り江で漁の網を補修する漁師のおじさんに話をきく。背後に見えるのが小室集落
下写真 写真をみてすぐおじさんの集落の写真だと教えてくれた。集落の漁師の数はぐっと少なくなったとのことだった

右写真 30年前と同じ場所から小室集落を見る。鉄骨トラス橋が集落のうえにかかり、集落がひっそりと取り残されて小さく見えるようだった(2009年1月撮影)

下段(右) 30年前の「長清水集落」。一見お寺かと思うほど規模の大きな入母屋が並ぶ(1975年1月撮影)
下段(左) 美しい石葺き屋根が今も数多く残る南三陸町戸倉の「長清水集落」(2009年1月撮影)



いるが寿命は茅葺き屋根と同じ程度の上、葺く手間代が高いと聞いている。
小室集落は、漁村の風景を形作っていたうろこ屋根民家を少し残しているが、旧道沿いには新しい民家が建っていて、かつての調和のある風景ではなくなっていた。おじさんの話では、集落内の漁師の数はかつての1/3に減ってしまったとの事だった。トラス橋が集落を小さく見せているのか、漁師の減少がそう見えるのか、小室集落は写真で見るとよりもずっと小さくひっそりとしているように見えた。(立花千夏)



「動くすまい」と「やわらかい都市」——土地・建物関係の再考

「動くすまい」——二つのイメージ

日本の家屋は、比喩的な意味でなく、物理的に「動く」。

本特集の企画にあたって筆者の念頭には二つの強いイメージがあった。ひとつは関東大震災後の焼失地に立ち上がった20万棟を超えるバラックたちが区画整理のために動いたこと。バラックといっても震災直後の豪舎のようなものではない。多くは2階屋で、かぼそい軸組に板壁、それに板葺きあるいはトタン葺き屋根の薄っぺらな建物である。そうした軽いカゴのようなバラックたちが、丸太を敷き並べたコロの上を、ゆらゆら、ふらふらと道路上へ引き出され、順番を待っては換地先へ動いていった。「曳家」である。これが帝都復興の中心をなす区画整理事業の実際の光景だったのである。

もうひとつはこれより約3世紀半ほど前の証言。16世紀後半に来日したイエズス会士のジョアン・ロドリゲスはこう書き留めた。「彼ら流の木造建築は、毎日おこなわれているように、別の場所に移しうるのであって、われわれがしばしば見てきたことだが、家屋だけでなく、人口の多い都市や聚落でさえ移動する」「……度々われわれが目撃したことだが、家の屋根は重いのでそれを上から取り外す以外は、家の形を崩すことはしないで一軒の家全体を近くの別の場所に容易に移すことができるのである」(『日本教会史』岩波書店)。屋根を取り外すなど私たちには想像しにくいところもあるが、いざこれにせよ戦国期あるいは安土桃山期には、家屋はごく日常的に移動し、ときに都市まるごと移動したのだという。

「やわらかい都市」の再検討

日本の都市は、おそらく歴史的に培われてきた柔軟性・流動性をいまでもその根元に抱えている。その性質と向き合うことのないまま、戦後の高度成長以降はすっかりスクラップ・アンド・ビルドが当たり前になった。歴史的に

染み付いた流動性はたんに建物の短寿命化と建築の商業化をスムーズに受け入れさせるように働いてしまったようにも見える。一方、流動的都市のうえに建設技術と経済的要求が肥大化することで、今日では未成熟なまま巨大すぎて身動きのとれない実体を負の遺産として未来に残しつつあるようにも思われる。同じ状況の下で、都心に残り残された小さくて弱いものたちも身動きがとれない。

だからこそ、「動くすまい」をクローズアップすることには現代的意義があるように思われる。あえて端的にいえば、家屋(やその部分)を「動産」として捉え直す可能性を考えてみたいのである。実際のところ、建築の移動可能性は、日本からまったく消えてしまったわけではない。むしろ、スクラップよりもストック活用をとる潮流がより多様で骨太なものに育っていく可能性があり、とすれば移築も曳家も例外的な選択肢ではなくなるだろう。一方で日本の都市は、イタリアのチェントロ・ストリコ(歴史的中心街)のような、土地と建物、建物と建物が互いに一体化した「かたい都市」への成熟を絶対の目標とするのはそぐわない。また、今後の人口減少・都市縮退のなかで、都市の柔軟性・可塑性自体はむしろ適切に発揮されることも期待されるのではない。

本特集では、こうした視点から「やわらかい都市」と「動くすまい」のベアリングの可能性を積極的に展望することを目標に置きつつ、まずはその足場となる歴史がどのように描き出せるのかに挑戦してみることにした。従来、日本都市の流動性・柔軟性について議論することはあっても、紋切り型の木造文化論のようなものか、さもなければスクラップ・アンド・ビルドの安易な肯定になりがちであった。「動くすまい」への注目は、そうした陥穽を避ける方法にもなるように思うのだが、それは次のような問題の再検討を迫るからである。

第一に、「移動」を問うことは、「所有」を問い直すことにつながる。ヨーロッパではローマ法以来、土地・建物は一体不可分であったが、もし家屋や都市の移動が当たり前であれば、それと整合的な「所有」の観念・制度が発達してきたはずで、今日の所有観もそうした歴史を踏まえて議論されるべきだろう。

第二に、都市計画のイメージ自体がかなり再考を迫られる。ロドリゲスが書き留めた都市の移動も、ある種の計画的な都市建設の一端態であったと考えられるが、実は近代都市計画でさえ、日本では家屋の移動可能性やこれと無関係とは思われない所有制度をその内に刷り込んだかたちで実体化されてきたと考えられる。

第三に、家屋（やその部分）の「移動」への着眼は、都市更新において建築物の物的な連続性が担保されるような手法をクローズアップすることでもある。また場合によっては、「新築」でないことは、建物の法的・社会的なステイタスを変更せずに済むというメリットがあるだろう。

第四に、曳家・移築・仮設といったものを支える技術と職人集団にも目が向く。それらを組み込んだある種の都市マネジメントのあり方といったものも再考に値するのではないか。

シンポジウム「やわらかい都市／かたい都市」では、以上のような問題系をできるだけ広い視野から検討して、歴史的・地理的に大きなパースペクティブを描き出すことを意図した。伊藤毅氏は、古代から近代までの日本都市史を時間的に一挙に駆け上がって、そのなかに魅力的なキータムを散りばめてみせる。陣内秀信氏は、イタリアと東京をはじめとする世界各地での豊富な調査経験をふまえ、ヨーロッパと日本、さらには東南アジアの土地・建物関係の比較を試みるだけでなく、今日における都市再生・まちづくりのあり方への射程を積極的に描き出している。

シンポジウムに続く記事では、まず田中傑氏が、都市をつくる小さな「粒」としての家屋とそれが据えられる土地がしっかりと目に見えるようなスコープで、関東大震災後の帝都復興を克明に再現している。実は、そもそも本特集を着想したきっかけは田中氏の『帝都復興と生活空間』（東京大学出版会／2006年）にあった。

帝都復興で「曳家」が活躍したとすれば、近世から明治大正期までの民家で当たり前のおこなわれていたのが「移築」や「売家」である。平山

育男氏の報告は、経済的行為としての移築と、昭和戦前期にはじまるその衰退に仮説的に迫っている。そして当方の「都市ではどうか」とのリクエストに答えて、移築という視点からみた農村と都市の興味深い差異に言及している。

土本俊和氏の報告は、ロドリゲスの証言にも重なる中世から近世にかけての、町屋とそれによる都市組織の形成期を扱っている。土地・建物関係のダイナミズム、建物の移植による都市組織の複製、市立てと仮設性といった主題が大胆に展開される。

そして、森田芳朗氏にはそもそも「動くすまい」をめぐる土地・建物関係の法的構成について、基本的な考え方を示していただいた。米国のモービルホームをめぐる状況は、日本の都市とすまいに対するロドリゲスの驚きにもつながる。

最後に、明治大学建築史・建築論研究室（石榑督和）による取材ルポは、建築史や建築生産でもほとんど注目されてこなかった「曳家」の事業者に聞き取りをおこなった貴重な報告である。曳家は土地・建物をめぐる複雑な権利関係をいじらずにそのまま動かせる、といった重要な視点も豊富に盛り込まれている。

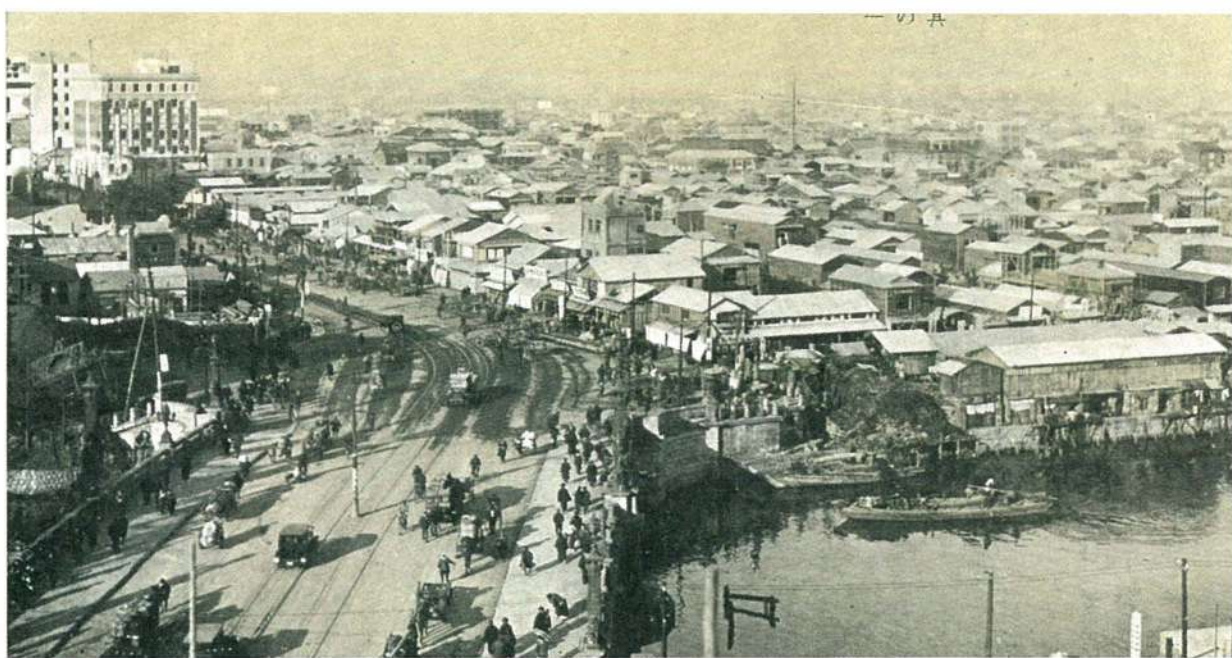
都市とすまいを捉え直す視点

以上のシンポジウムと記事に通底しているのは、まず建物・土地関係を問う視線、またそれが集合する都市組織 urban tissue への視線である。都市とすまいを同時に捉え直していくために、こうした距離感こそが今日最も基本的なものでなければならぬことを痛感する。第二に、都市的・集合的スケールでは災害、また建築的・個別的スケールでは相続といった、都市や建物が更新を迫られるときの「拳動」への着眼も共有されていることを指摘しておきたい。

本特集ではもつぱら編者の力不足により今日の実践的取り組みに直接どうつながるかという点は必ずしも展開されていない。しかし本特集に通底する都市とすまいへの視線のありようは、現代都市と実践的にわたり合う人々との協働を待っているように思う。

●青井哲人（あおい・あきひと）

明治大学理工学部建築学科准教授（経歴は6頁参照）



関東大震災後の日本橋付近。屋根が白く見える家々はすべてバラックである。こうしたバラック20万棟以上を換地先へ曳家で移動することにより、区画整理事業が実現した（『バラック建築 復興の東京』絵葉書、瀬古大成堂発行、年不詳）

●特集／動くすまい 流動的都市の原風景と未来

やわらかい都市 かたい都市

本シンポジウムでは、家屋の移動可能性あるいは動産性（曳家・移築・仮設）に着目することで、日本の都市の「やわらかさ」を歴史的に考えてみたいと思います。それは、土地と建物との関係、所有をめぐる観念と制度、災害後などの都市再生とそのマネジメント、そして近代都市計画の再考、といったテーマにつながるでしょう。これらを論点に、日本都市史を通時的にたどる「縦軸」を伊藤毅先生に、そしてヨーロッパやその他の地域との比較という「横軸」を陣内秀信先生に受け持ってもらいたいので、御講演いただきました。なお、シンポジウム冒頭の趣旨説明はここで省略しますので、まず「焦点」(4〜5頁)をお読みいただければ幸いです。

(本号責任編集／青井哲人)

伊藤 毅 (いとう・たけし)

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

1984年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程単位取得退学。工学博士。1984年、東京大学工学部建築学科助手の後、武蔵野美術大学、東京理科大学、明治学院大学の非常勤講師。1994年、東京大学工学部建築学学科助教授。1995年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻課程助教授。1999年、コロンビア大学客員研究員。2000年より現職に。2004年、東京電機大学非常勤講師。主な著書に、『近世大坂成立史論（生活史研究）』、『都市の空間史』（吉川弘文館）、『日本史リフレット35 町屋と町並み』（山川出版社）、『バスタード——フランス中世新都市と建築』（編著、中央公論美術出版）などがある。

陣内秀信 (じんない・ひでのぶ)

法政大学デザイン工学部建築学科教授

1971年、東京大学工学部建築学科卒業。1973〜75年、イタリア政府給費留学生としてヴェネツィア建築大学に留学。ユネスコのローマ・センターで研修。1976年、帰国。1980年、東京大学大学院工学系研究科建築学科学士課程満期退学。1986年、パレルモ大学建築学部契約教授。1991年〜ヴェネツィア研究のためイタリア滞在などを経て現職に。専門はイタリア建築史・都市史。主な著書に、『東京の空間人類学』（筑摩書房）、『水の東京』（岩波書店）、『ヴェネツィア——水上の迷宮都市』（講談社）、『水辺から都市を読む——舟運で栄えた港町』（共法政大学出版局）、『南イタリア都市の居住空間』（中央公論美術出版）、『地中海世界の都市と住居』（山川出版社）などがある。

司会

青井哲人 (あおい・あきひと)

明治大学理工学部建築学科学科教授

1992年、京都大学工学部建築学科学卒業。1994年、京都大学大学院工学研究科建築学専攻修士課程修了。1995年、京都大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程中退。1995年〜2000年、神戸芸術工科大学助手。2000年、京都大学博士（工学）学位取得。2001年〜2002年、日本学術振興会特別研究員。2002〜2008年、人間環境大学助教授（准教授）。2008年より現職に。主な著書に、『アジア都市建築史』（共著、昭和堂）、『植民地神土と帝国日本』（吉川弘文館）、『彰化一九〇六年 市区改正が都市を動かす』（アセテート）、『日本建築学会120年略史』（共著、日本建築学会）などがある。



都市史の所有観

日本の都市空間は、西洋が長い時間かけてつくりあげた構築的な都市空間とは異なります。それは、石造と木造との違いだとか、これまでいろいろと語られてきましたが、今日は三つの切り口から話をしたいと思います。ひとつめに、都市の所有概念について。二つめに、都市における空地の重要性について。三つめは、建築や都市の移動あるいは廃棄について。この三点を視点に、日本の都市を古代から順追って話をしていきたいと思えます。

日本の都城の成立

日本の都市の成立は、694年、飛鳥地方にできた藤原京にはじまります。その後、平城京、長岡京、平安京と、古代から日本は、天皇が代替わりする度に宮殿が移動して、繰り返して遷宮・遷都がおこなわれていました。これは天皇が亡くなることに対して、「穢れ」という観念があったことと、天皇再生を具体的に都や宮殿で表現していたと言われています。日本では古代から都市は廃棄され、移動していくものだったのです。

マックス・ウェーバーの「王侯キャンパ論」は「アジアの都市は、専制君主がキャンパスを張るようなもので、そこに都市的なものはない」というものですが、まさにそのような動きがこの時期見られました。しかしまったく無秩序に動いていたのではありません。藤原京ができる前にきわめて正確に引かれた座標軸である大和古道に沿って都城は北上し、さらに北は淀川の水系に沿って移動していきます(図1)。



図1 北上する古代都城
(岸俊男編『日本の古代9都城の生態』中央公論社/1987年より)

日本の都城は、古代中国から導入されたものですが、実際に長安

や洛陽と比べるとずいぶん違ってきます。都市壁がないことや、規模が1/3ぐらいであることのほかに、日本独自の「宅地班給制度」(図2)が決定的な違いとして挙げられます。これは、官位に応じて宅地を与えるという制度で、日本では藤原京からあるのですが、中国にはありません。古代から宅地所有が基盤になっているというのが、日本の都市の面白さだと思います。宅地は、一意的に官位と対応し、都市はいわば「宅地集積体」であり、律令支配のメディアであったとみなせませす。

都城の変容と崩壊

平安京以降、都城の変容が都市史の次なる局面です。平安京は左右対称のシンメトリのプランをもちますが、平安中期になると、どんどん左京へ人々が移り、平安末期には稠密な左京と、農村化した右京へと様変わりしていきます(次頁、図3)。これもいわば都市の廃棄というふうに見ることができます。このとき左京には、間口が狭く奥行きが深い土地がどんどん増えて、はじめの区画や土地の境界線である「四行八門制」が崩壊し、新しい土地所有が現れます。これが平安京の中世都市化への第一歩です。

また空地の都市空間化がはじまるのもこのころです。都市の空地である道路が次々と占拠されて、道路の巷所化(こうじょか)が起きます。また街区内に新たな路地「辻子」が通り、やがて平安京外の部分に都市が展開していきました。それが「洛中」と呼ばれるものの実態で、この動きは最終的に、上京と下

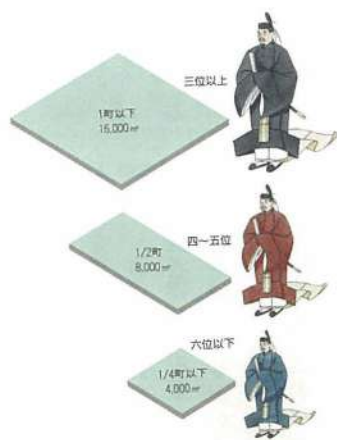


図2 宅地班給制度
(『甞る平安京—平安京建都1200年記念』京都市/1994年より)

京という二つの塊りからなる町へと収束していきます。この頃の町を「グリッド」という海に浮かぶ二つの島」と表現したいと思います。上京、下京の都市集落と、それらをつなぐ室町通。平安京は消えても、都市のグリッドと軸が残りました。ちなみに、織田信

長がつくった最初の二条城は室町通のど真ん中におかれましたが、これは上京と下京を分断する政策だったので、極めて有効な配置だったといえます(図4)。

中世の重層的な土地所有観念

中世の土地所有についてお話しする前に、「公」と「私」の問題を整理しておきたいと思います。それには、溝口雄三氏の『公私』(三省堂/1996年)がとても分かり易いので、少し内容を紹介したいと思います。

これによると、オホヤケという地名は、コヤケ・ヲヤケではないオオヤケⅡ大きいヤケⅡ大きな建物の領域の呼称として、地方各地で散在していた。そして、それらは天皇・朝廷にかかわるミヤケとは別のものとしてみなされていたといえます。また、古代史の吉田孝氏によると、ヤケというのは、「イヘが人間の集団(いわゆる家族)」と深いかわりをもっているのに対して、どちらかといえば施設・機関を指す。語であったと述べています。つまり、オホヤケというのは、集団というよりも、むしろ具体的な施設なり機関を示す言葉として古代からあったということなのです。

さらに、オホヤケは集落・共同体の中核機能を指すようになります。共同体には首長が存在し、オホヤケの収納物あるいは貯蔵物を管理し、共同体が運営を司っていました。「首長的であることと共同的・公共的であること、この二つの『オオヤケ』の性格を規定したのが日本の『公』と

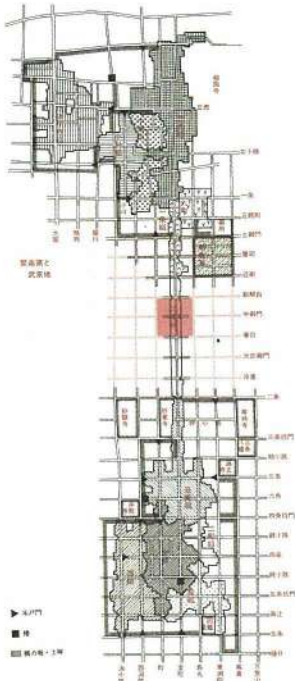


図4 上京・下京と二条城
(高橋康夫他編『図集日本都市史』
東京大学出版会/1993年より)

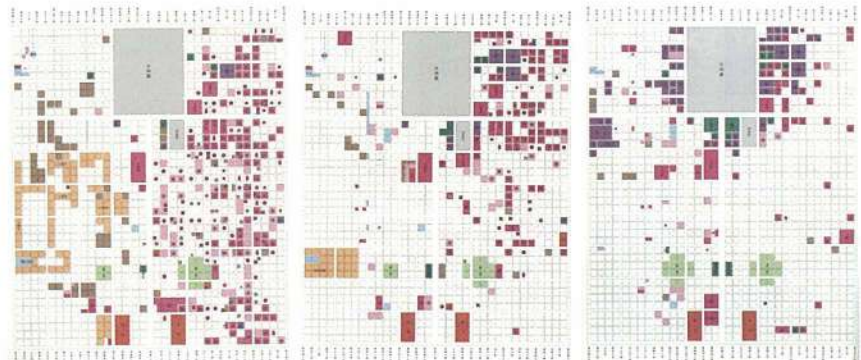


図3 平安京の変容。右から左へ。稠密化する左京と農村化する右京(前掲『甦る平安京』より)

いう言葉の基本的な性格であった(田原嗣郎「日本の『公私』」『中国の公と私』研文出版/1995年)。これは、都市を語るうえでも大変重要な指摘だろうと考えています。

古代の世界では、「山川藪沢之利、公私共之」という養老律令の規定がありまして、私有地・公有地とは別に山や川、藪や沢のような都市や農村ではないところは「私」も「公」も両方使って良い、という言葉が残されています。これは一種のスローガンにすぎなかったという研究者もいますが、少なくとも平安末期までは天皇家や有力者が、ほかの人が入り込むのを排他的に保護していたと考えられます。鎌倉期以降は、荘園(私領)として発展しますが、一方で入会地的利用(コモンズ)は継承されて、近世の入会地や秣場へと継承されていきます。中世には、地発、本物返、悔返という、自分が開発した土地は自分のものであるという観念がありました。これは「土地と人間の本源的な結びつきが前提としてあった」(勝俣鎮夫、笠松安至ほか)との指摘があります。

中世の土地所有は、きわめて重層的で、一方で脆弱でした。この時期、土地所有の支配権の最も上位にあるものを「知行(領知)」といいます。この知行には、その土地を利用する人格的な支配も含む検断権、なかでも強いものは、闕所検断権といい、家を壊して共同体から追い出してしまふ裁判権を有します。それから、税金を徴収する賦課権。土地を収用したり、自由に処分することのできる下地進止権。この三つが揃うと大変強い権力になります。さらに、この知行の下に地主的な土地所有があり、さらに下に百姓的土地所有があったという重層構造になっていました。この百姓的土地所有はきわめて脆弱だったため、世俗の権力の介入を防ぐために守護不入

をやったり、諸公事免許という特権を得て人々は寺内町という都市をつくっていききました。

また、戦国期には地縁共同体としての「惣」というものが畿内を中心にたくさん生まれ、自分たちの土地を自分たちで守っていく自検断・地下請の権利をもつ共同体をつくりました。桜井英治氏によると、これは一種の共同体の閉鎖性を意味するが、他方、都市という性格を考えると、開放性も必要である、このような閉鎖性と開放性のジレンマのなかで中世都市は形成されたといえます。中世の土地所有のなかで、「私（個）」と対抗するのは、「公」ではなく「惣（全体）」でした。この時期まで、日本の所有概念は、ヨーロッパ的な公私の概念とは異なり、かなり特殊な展開をしていたことがわかります。

城下町を基本とした近世都市の成立

次の城下町成立に、武士という存在抜きには語ることはできません。戦国期の城下町は、武士の歴史的な展開過程と対応します。五味文彦氏による武士の歴史的三形態をみると、狩猟民がやがて定着して農民となり(図5)、都市民になる。野営を張って移動し、やがてこれが定着して都市民となり城下町をつくります(図6)。この武士がもつ戦闘・宿営・移動が町の基本になっており、江戸時代に入っても、武家地は鉢植えの性格でした。城主が入れ替わると武士も丸ごと移動する。この野営的な組織が武士の本質であり、これがわが国の前近代の重要な都市をつくったということ、重要な視点です。



図5 土豪屋敷の例 (前掲『図集日本都市史』より)



図6 戦国城下町村上
〔越後国瀬波郡絵図〕米沢市立上杉博物館蔵

戦国期の城下町は「自焼される城下町」(西川幸治)と指摘されるように、自分たちでつくった城下町を自ら焼いて闘いを有利な方へと導くこともしばしばありました。また攻撃側からも放火され壊滅するようななかで城下町が存在していました。たとえば、織田信長は、清洲、小牧、岐阜と移動を繰り返しながら、最終的に安土城を築城します。しかし安土城は信長の暗殺後に焼けてしまいます。そして再び町は移動して、近江八幡という近世城下町が成立していききました。

城下町を基本とした近世都市では、土地所有が圧倒的に精緻になります。日本史研究者の吉田伸之氏は、日本の近世、封建社会にあるさまざまな所有の形態を、大きく四つに分けて述べています。「土地所有」、「用具所有」、「貨幣(動産)所有」、「労働力所有」。この四形態の所有は日本の近世社会、特に都市を考えるうえで重要なエレメントになっていくと思います。

またこれと相即的にあるのが「身分的所有と町・村」(朝尾直弘)という概念で、近世の身分を第一義的に決定するのは、たとえば百姓身分であれば村、町人身分であれば町であるというものです。つまり、古代都城が律令制下の支配装置として働いたのと全く同じように、都市の所有は、あくまでも身分や職分の基底的な条件であり続けた。また最終的に近世社会はきわめて類型的な構造をもちます。都市は町方、農村は地方、幕府のもつ天領とそうでない私領、城下町のなかには武家地、寺社地、町人地という類型があり、それ以外の土地は公儀地という名前が付けられて、冥加金(みょうかぎん)が賦課されることで利用が許されました。都市が所有あるいは身分と深い関係をもちながら成立したことは、日本の前近

代の重要な点です。

町屋敷概念——土地と建物の不可分な関係

近世都市の基底細胞として町屋敷があります。これは建築の上物である町屋と土地である屋敷とのセット概念です。また町屋敷を所有することがこの町の成員の証となりました。やがて江戸ではそれが崩れ、不在地主による町屋敷経営がおこなわれます。初期の江戸では道路沿いに表長屋がつくられて貸し出される一方で、大店がどんどん敷地を拡大していきます。こういう表店層の形成と大店資本の形成、この二つのベクトルが江戸という都市を大きく変えていくこととなります。

非居住用の土地は、幕府がコントロールする土地「公儀地」として存在していましたが、本来公儀地として空けておくべき広小路とか火除地、河岸地、土手などの空地に、むしろ都市的なポテンシャルが生成してきます。18世紀の中ごろ以降、「江戸っ子」という言説が生まれるころから、本来広小路だったところに床店や芝居小屋ができて、歌舞伎や芝居などの盛り場が形成されます(図7)。これらがいずれも仮設建築であることに注目したいと思います。いつでもばらすことができるが、実際はばらさない。これを私は「記号としての仮設建築」と呼んでいます。日本の非常に面白い状況だと思います。これらの仮設建築をつくったのは基本的に鳶であって、大工ではありません。鳶の職分のなかた、芝居小屋とか床店をつくるというかた

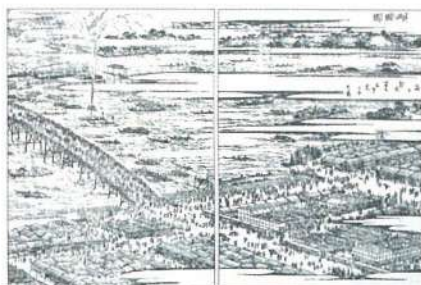


図7 両国橋広小路(「江戸名所図会」より)

図8 江戸の明地(青)と代地(赤)(李キールンによる)

ちがあつたのです。

そして空地は移動し、消滅します。江戸下町にあった会所地とよばれる街区中央の正方形の空地は、やがて新道という新しい路地ができて宅地化が進みます。これは明暦の大火という大きな火事以降のことです。私の研究室の留学生・李キールンさんが、江戸享保期以降出てきた明地と代地の全貌を調べました。火除地をつくるために町が移動した、移動する代わりに別の土地が与えられるのが代地です。この町の頻繁な移動は、驚くべきことで、この町の移動が、江戸という巨大都市を支える構造であつたわけです(図8)。

近代以降、一変する土地所有観

近代に入り、封建的土地所有から近代的土地所有へと変化を促す大きな法令が、藩置置県(明治4「1871」年)と、地租改正(明治6「1873」年)ですが、ここから旧来の町屋敷概念が一気に崩壊していきます。これまで土地と建物は不可分でしたが、それぞれ別のものとして分離し物権化していきます。また公儀地や武家地は公有地として処理され、官用地や軍用地としての利用がおこなわれます。そしてフランス型民法を模倣した近代民法成立明治31「1898」年により、財産権の絶対不可侵が独り歩きをするようになってきます。日本が独自に培ってきた所有概念は、ここで西欧との大きなギャップを一気に埋めていくこととなります。

そして、日本の歴史的な土地所有形態をきわめて明快にまとめたのが区画整理事業です。これは遡ると明治32「1899」年の耕地整理法からスタートし、大正8「1919」年の旧都市計画法で土地区画整理事業となつ

て、大正12（1923）年の震災復興（図9）、昭和21（1946）年の戦災復興、そして昭和29（1954）年に土地区画整理法へと展開していきませんが、いずれも震災や戦災などの復興事業として機能したという点で大変特徴的です。つまり日本の区画整理事業は、復興、短期間、曳家というもので、あくまで更地、空地状態が前提条件だった。そして土地所有がきわめてきれいに三類型として示されていた。つまり、持地持家、借地、借家です。そういう権利関係の三類型に減歩という公的介入によって区画整理がおこなわれました（図10）。

土地所有・空地・移動からみた日本の都市空間

日本の都市の歴史を古代からざっと見てきましたが、最初に挙げた三つの視点を軸に、要点をまとめておきたいと思います。

- ・都市史における前近代と近代には土地所有観念における大きな不連続点として、近代の所有は身分・職分と乖離し、社会的に規定されないものとして存在した「所有の脱社会性」が見られる。私権に対する絶対不可侵が法律化される一方で、宅地集積体として都市をつくってきた歴史がその後も繰り返されてきた。
- ・山川敷沢や山野河海を母型とするような日本型コモンズは、長らく入会地的な利用形態として成熟を迎えるが、これは共同体による囲い込みともいえる、ある



図9 帝都復興事業計画図（越澤明解説「幻の後藤新平の帝都復興プラン」[東京人]1989年9月号付録より）



図10 区画整理事業（『東京の都市計画百年』東京都／1989年より）

種排他的な利用は戦国期に生まれた「惣」と呼ばれる集団・共同体の土地所有と置きわめて相似的であった。土地所有が貫く都市空間を多様に稼働させてきたのは、実は空地・移動・仮設などの語で象徴される土地利用の柔軟性、つまりやわらかい都市だった。部分の「appropriation（やりくり・充当）」というような、数珠つながりのやりくりが日本の都市の本質で、そこには空地や移動、仮設というものが十分働いていたのではないか。また空地は基本的に期限付きの土地利用で成り立っており、時間というものが所有のファクターに入っていたということ。

最後に、カール・マルクスの『ドイツ・イデオロギー（抄）』（筑摩書房）「……こうした部族所有は、中世の終わりとともに成立してきた近代諸民族において——封建的土地所有、団体的動産所有、マニユファクチュア資本といった——いくつかの段階を経て、大工業と全面競争によって生じる資本および純粋な私的所有へと発展してきた。後者の純粋な私有財産は、公共の所有の様相をこことく払拭して、私的所有の発展に対する国家の影響・干渉をいっさい排除している。こうした近代の私的所有に相応するのが近代国家である。……一言で言えば、地代、利潤などの、私的所有の現実的な存在様式は、社会的な諸関係であり、特定の生産段階に相応しているのである。それに対して、これらが「個人的な」諸関係であるとすれば、それは、既存の生産力にとって桎梏になっていないあいだだけのことでしかないのである。」から、基本的な近代国家とは、社会的な諸関係によって所有が規定されていること、その一方で常に更地に戻せるという大地観も、いまなお日本の都市空間に根強く残っており、これも日本の都市の重要な視点として最後に挙げておきたいと思います。

陣内秀信

イタリアと日本の比較

私は、イタリアを中心としたヨーロッパの都市と比較しながら、日本の都市のやわらかさについて話をしたいと思っています。

はじめに日本とイタリアの都市の地図を見比べていただきます。図1は有名な18世紀のノッリのローマの地図、図2は日本の切絵図です。全く情報が違うことがわかるかと思いますが、この二つを比べることで土地と建物との関係や、都市のなかで歴史的要素がどのように連続しているのかがわかってきます。

建築の動産・不動産概念の違い

まずイタリアの地図は、基本的にヴォイドとソリッドで描き分けられていて、空地の部分が白く、建物の部分が黒で描かれています。なかには重要な建物を白抜きで平面図を描いてあるので注意しなければなりません。この地図をよく見てみると、敷地と建物境界がほとんど一緒です。そして、それぞれが中庭のようなヴォイドを内側にもつ建物が多いことがわかります。

一方、日本の地図は敷地境界だけで、ソリッドな建物の情報はほとんど描かれていません。江戸町人地の沽券絵図(図3)を見ると、基本的には間口、奥行き、所有者、家守、沽券金(売買の価格)などのソフト情報だけが記載されています。江戸の町では、土地を持つことがコミュニティメンバーの証であり、身分を表すものでした。そして



図2 江戸切絵図 (現在の麻布周辺)

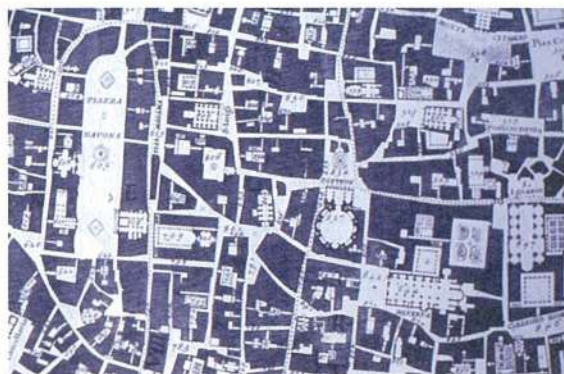


図1 18世紀イタリア・ノッリのローマ地図

地図には、大名屋敷にも上・中・下と位があり、中級武家地、下級武家地、または町人地であることなど、日本独特の社会秩序が、はつきりと記載されています。

このように日本の地図はコミュニティの内容が非常によくわかるものである代わりに、建物の内容は全くわからないという、イタリアとは真逆の捉え方をしています。たとえば、19世紀のヴェネツィアの地図を持っていまの町を歩くと、中世の建物が半分以上そのまま残っていることがわかります。デザイン的にはルネッサンスやバロックに変化しているものも多いですが、意匠もそのままという建物もまだ多く残っています。つまり都市のなかで物的な関係が継続していて、建物の観察から都市の歴史が読める。その意味で、イタリアは「かたい都市」だと言えると思います。日本の場合は、土地の区画がひとつの単位となつて物事が動いていた、つまり土地に不動産価値があつて、それらを交換したり、引越したり移動をしながら都市が変わっていました。一方でイタリアは、基本的に建築自体に不動産価値があります。

実際には、イタリアの不動産地図や台帳がどのようなものかを紹介します。東京芸術大学の野口昌夫氏が紹介しているトスカーナの小さな町、ペッチョリの台帳は1830年代から、また私が研究しているヴェネツィアの場合は、もつと古く1808年から史料がスタートしています(図4)。台帳の地図の番号に対応する記述として所有者、用途、規模(面積)、階数や裏庭の有無などが、かなり細かく書かれています。このヴェネツィアの不動産台帳は当時のフランスの皇帝ナポレオンがつくつたもので、この技術をイタリアへ持ち込んだから始まったと言われていますが、それ以来、情報更新されながら現在

のものに至ります。

日本とは反対で、裏庭や菜園が誰の所有かということ以外は、土地のことには一切触れられていません。建物中心主義の不動産の考え方です。同時にイタリアでは、1930年代から、この国の全家屋が建物のカタストとして200分の1の図面で登録されています(図5)。どんな田舎の家でも、作業用の小屋までも、全てが網羅されているのです。これはファシズム時代はかなり強権的に作成したものがベースになっていて、その後も更新され続けているものです。

ヴェネツィアに留学していた時、私はこのような不動産の平面図のコピーをつなげて、連続平面図をつくりました(図6)。必ずしも正確ではありませんが、だいたいのプランと集合性、建物とオープンスペースとの関係、アプローチなどがここからわかります。こういうことができるのと、できないのでは、物の考え方がずいぶん大きく違って現れるのではないかと思っています。

融通無碍な日本の都市

ここからは東京で、どういうことを感じながら調査をしてきたのかを話をしたいと思います。イタリア的な手法で、古い建物がよく残っているような町を探している時に、下谷・根岸の地域に出会いました。

Venezia catasto napolonico (1806-1811)



図4 19世紀初めヴェネツィアのカタスト



図5 ヴェネツィアの1/200で描かれた不動産平面図

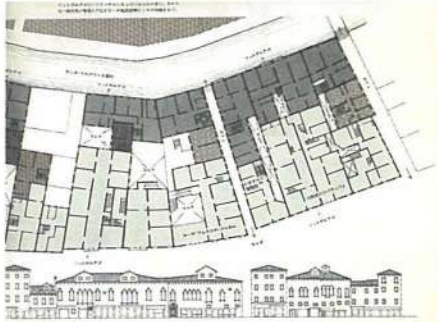


図6 不動産図面をあわせて作った連続平面図

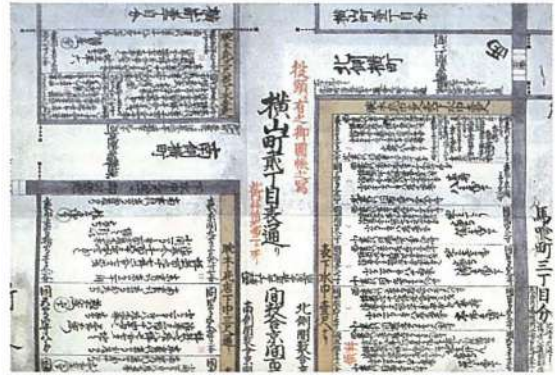


図3 江戸町人地の沽券絵図

このあたりの明治29(1896)年の地籍図が残っています(次頁、図7)、上野から千住、日光まで続く日光裏街道沿いですが、これは幕府の計画でできた構造を示しており、奥行き二〇間で敷地がぎつと並んでいました。ここは明治後期に道路が拡幅されて、敷地が削り取られました(次頁、図8)。これは史料的には確認ができませんでしたが、おそらく家をすべて曳家をして、裏にアプローチだけを残したのだと思われます。ただし、長屋をつくるほどの奥行きはなかった。そうして、町が変容していったのではないかと考えられます。

この町の細胞が、時代とともにどのように変化したのかを考察するため「アーバンユニット」と定義してスタディをおこないました(次頁、図9)。まず、表が削られた明治後期、震災復興の区画整理により街区裏手にも道路が通り、両面に町屋が並ぶ、そうしながら区画内部が少しずつ変容していくというプロセスを、当時のわたしたちは解読しました。

このようにお互いに小さなところで関係を修復したり、もう一度組み直すというやわらかな関係性が、日本の都市には連続と受け継がれていることがよくわかりました。

たとえばパリのオスマンの計画のように、強制取用して奥行きのある土地に付加価値を付けて高く売ろうという、もともとのコミュニティがまったく解体してしまう



図7 下谷・根岸の明治29年の地籍図

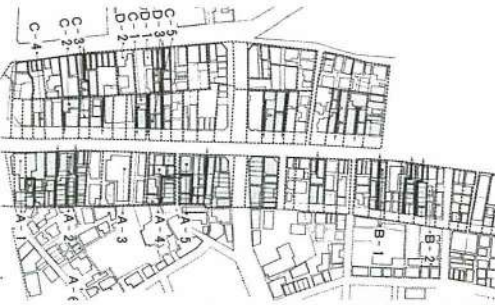


図8 明治29年と現在の地籍の対応関係



道路拡幅
→
内部組織の変化
(対応メカニズム)

町屋敷=アーバンユニット



図4-8 性格の違う5つの区域

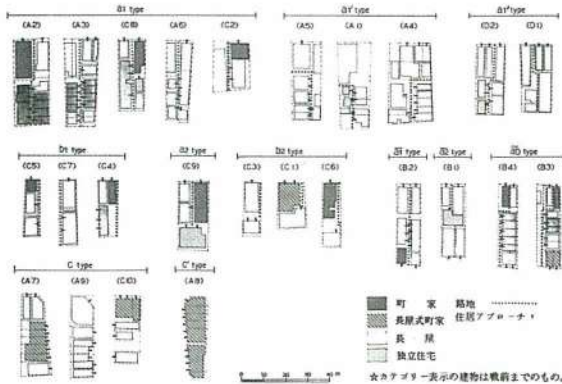
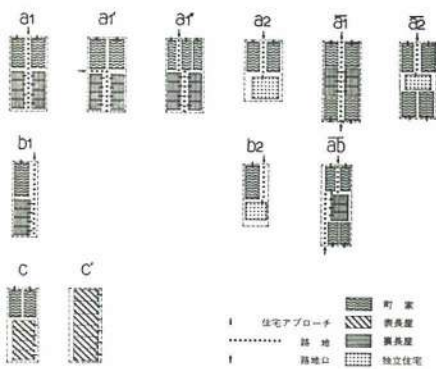


図9 アーバンユニットのタイプ。明治後期の表通りの拡幅、震災復興事業による道路の新設によって、内部の組織が変化しながら再構成された。

ようなものとは違います。都市の隙間とかやわらかい開発という観点でみていくと、パリやミラノ、ローマのように都市構造を変えるのではなく、隙間を利用しながら再編し、おおむねの都市のパターンは持続させるというのが日本のやり方です。またコミュニティについても同様で、再編されても持続するものは持続するという性格の都市づくりを、近代以降もおこなってきたのではないかと思います。したがって、おおむね遠くから見たときの江戸の切絵図と現代の市街地のストリートパターンは変わっていない。このような都市のあり方は、ヨーロッパでは見られないと思います。

枠組みと本体

先ほどから「敷地の枠組み」について、いろいろと話が出ていますが、パリにしても、ミラノにしても、ヨーロッパは建て替えをしないで、王侯貴族・上流階級がつくった邸宅、王宮をそのまま内部で分割したり、コンバージョンしたりすることで、近代の官庁や大学、公共施設などのソフトを受け入れてきました。したがって、ヨーロッパは18〜19世紀の町並みを維持しながら近代の首都となりえたのです。

しかし東京は、大名屋敷が器となりながら、その中身は見事に変貌していきました。初期に古い建物が転用されることがありましたが、その後はほとんど新しいビルディングタイプのものに置き換えられました。ただし、あくまでも敷地は古い枠組みを守ることが多かったわけです。このように、フレームを継承しながら中身を自在に変えることができた、これが日本の大きな特徴です。したがってヨーロッパのように、旧市街の外に近代的な

町を新たに作る必要がなくて、旧市街地の上にどんどん新しい要素を平気で投げ込んでいった。そういうことが徹底的にできた都市は、欧米諸国や中国には見当たらないのではないかと思えます。いわば日本は変幻自在の都市だったというふうにもいえます。

たとえば、都市の近代化で新しいインフラ導入の開発時には、パリのオスマンだけではなく、ローマやナポリを見ていても、相当強引に道を真っ直ぐ通して、広場をつくったりしています。イタリア語では「ズヴェントラメント」というのですが、モニュメントは保存するけれども、アーバンパブリックをどんどん壊していくという積み重ねです。このような19世紀ヨーロッパが辿った一般的な都市づくりと、日本が近代化にもなつて変容する19〜20世紀の都市の変容を比較すると、違いが明確になつてとても面白い。

たとえば、陸蒸気が走っていた頃の神奈川〜東京湾周辺の地図があります(図11)。これを見ていくと、品川宿



図11 明治初期の品川周辺地図



図10 江戸の都市組織のタイプとその分布



図12 都市の隙間を走る首都高速道路

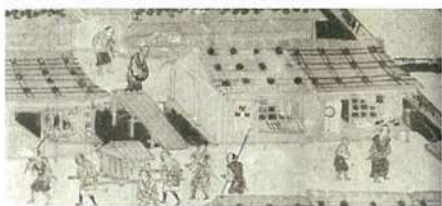


図13 洛中洛外図に描かれた水上住居群



図14 小岩ベニスマーケット

を避けて田園を通り、海の上を通しているのがわかります。さらに都心に入り込んでくるところは、高架鉄道にするという工夫をしながら、できる限り既存のものを避けて通る様子がみられます。こうしたことを徹底的におこなったのが、現在の首都高速道路(図12)です。これは公有水面の上に計画することで、取用の手間を省いて、安上がりに短期間で一気につくりあげてしまいました。

このように、隙間を必要に応じて埋めて高度に利用するというのが、日本の都市の在り方でした。これは必ずしも近代に入つて始まったことではありませんでした。「洛中洛外図」でも、16世紀の京都は水路の上にとり、人家が建っていた様子が描かれています(図13)。それから、この都市の隙間利用を行政側が指導した事例も戦後にありました。東京都江戸川区の小岩駅周辺にできた戦後の闇市を、行政が用水路の上に集団移転させた「小岩ベニスマーケット」(図14)と呼ばれていたものです。これが大変な人気で、永井荷風もずいぶん通っていたとい

います。昭和30年代の初めまではあつたのですが、近代化で見苦しくなったということで、行政側は虫がいいもので、最後は強制退去させられました。

またお寺や神社などの宗教施設を、どんどん移動させるというのも、日本の大きな特徴だと思います。神社がどこにあると良いのかという理念型みたいなものがあります。丘の中腹に位置して、その丘の下にコミュニティがあり、川が流れているというような、まるで農村の里のようなイメージなのですが、東京にもこのようなモデルが今なお多く見られることがわかると思います。その典型となるのが文京区の根津です。根津の神社は、千駄木から東京大学がある高台の山裾に移されました。その下にコミュニティができて、いまのような根津の下町があるのです。神社を移してくることによって新たに拡張した江戸の下町、これもやわらかいコミュニティづくりだろうと思います。

しかしながらこの谷中エリア(図15)が、世代や国籍を問わずなぜこんなに人気があるのかと、つくづく不思議に思います。古い重要なモニュメントがあるわけでもなく、従来の意味での観光のスポットがあるわけでもない。あるプログラムがキープされながら、新しいものを取り入れている。近世のうえに近代、そして現代が入り込みながらも、町の大きさとスピードを制御しながら変わっています。また「公」と「私」の間があいまいで、そこに生活が溢れだしています。これは「公」と「私」を厳しく分けるヨーロッパ的な線引きとは全く違っています。

たとえば、ヨーロッパを真似してつくられた銀座を見ても、日本独自の形式をもって展開していることがわかります(図16)。私の研究室出身の岡本哲志さんが学位論

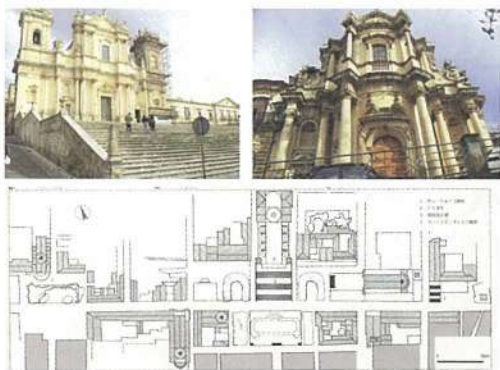


図17 バロック都市のニュータウン・ノート



図16 東京・銀座の都市構成



図15 東京都文京区谷中

文で詳細に研究しましたが、彼によると、江戸時代には江戸屋敷のなかに、表店、裏店があり、銀座通りは垂直に路地がたくさん通っていました。ところが、英国人技師のウォートルスが煉瓦造式のアーケードをつくり、洋風の町並みとなって路地を通せなくなってしまうたので、背割りのところに路地を通していくのです。銀座には、ビルの中をずっと抜け、喫茶店の奥の扉のさらに奥の扉が開いて、その路地の先を行くとお稲荷さんがあるというような、複雑に入り組んだ空間の例があります。これは、おそらく所有者や居住者の権利を調整しながらできたものに違いないのですが、仕組みを変えてもある種の遺伝子が残る銀座のヒエラルキーは非常に面白いと思います。

経済や記憶の継承からやわらかさを読む

最後に災害時復興における都市の変容をイタリアの事例と比較したいと思います。イタリアも地震国で、特にシチリアの南東部は18世紀の初めに大地震がありました。そのときの復興のひとつに、完全に古い町を捨てて引越したニュータウンがあります。ノートという町(図17)は、18世紀初期の理想都市として知られるところですが、これは大地震のときに、山奥の条件が悪いところで壊滅した中世の古い町が移転してきた、見事なバロック都市のニュータウンなのです。パレードで聖なるものを運ぶ儀式をおこない、新たな教会をつくっています。

意外に思われるかもしれませんが、古材の転用も積極的におこなわれてきました。ナポリの町のご真ん中の口マネスクの鐘楼には、古代の遺跡から運んできた要素がたくさんあります(図18)。もちろん経済的な再利用もあ

りますけれども、それ以上にシンボリックなアイデンティティ、記憶の継承という積極的な意味もあります。

先日、伊勢神宮の20年に一度建て替えをする式年造替の準備を視察にいきましたが、想像していた以上に循環型の発想であることがよくわかりました。内宮のいちばん重要なお社だけではなくて、内宮、外宮にあるたくさんのお社を全て同時に建て替えをします。その時に、材についてもかなり再利用されると話を伺いました。お社の棟持柱を鳥居に使ったり、さらに20年後には全国の社寺、またさらには日本の植民地までもつていったという話もあるようです。いまのフローの文化とはまったく違う、ストック、循環型の思想の根源が伊勢神宮にもあることがわかりました。

「移築」は日本のお家芸かと思えば、そんなことは全くないようです。私の研究室にいる岩城考信君は、バンコクに4〜5年留学して、高床式住宅の研究、あるいは水と都市の形成について調べていますが、バンコクでは日本よりもっと古くから移築を全面的におこなっているそうです。彼によると、移築が当たり前の文化となっている理由に、解体・移築を前提とした木造の接合部と独自のプレファブ構法をもっていることが挙げられるといえます(図19)。さらにもうひとつ重要なのは、形式化された空間構成です。伝統的な高床式のプランには、チャーンという共有のデッキがあり、ここが外部の大広間になり、このチャーンを囲んで部屋が幾つも集合していきます。つまりユニットを加えたり引いたりしながら、変幻自在に家族の集合に合わせてモディファイできる。そういうやわらかい技術とセンスが社会に当たり前のよう存在してきたことを証明しているのです。所有の関係か



図20 空堀商店街の一角



図19 バンコクの接合部とプレファブ工法



図18 ナポリでの古材の転用事例

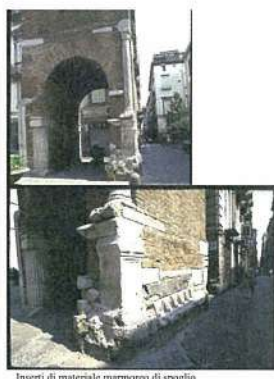


図18 ナポリでの古材の転用事例

らいうと、各住棟は居住者ごとに所有され、土地については別棟に住んでいる女性が所有していて、権利証もあることがわかり、ここでは土地の方が強い権利をもつことが彼のヒアリングからわかっています。

転出時に住宅をもつていくというスタイルがあるというのは、住宅を不動産として捉える考え方が強いことを意味します。日本の場合、不動産といえば土地のことで、一般的に住宅はカウントされません。しかし日本で、一時期あれだけの曳家がおこなわれていたことを考えると、ある状況のもとでは経済的、不動産としての価値があったのだと考えられます。

日本でも最近では、建物をどんどん壊す状況が少しは見直されていて、町家が再利用される事例が全国各地で非常に増えてきました。ついこの間も大阪で、いまいちばん面白い町として空堀商店街(図20)に連れて行っていただきました。ここでも、古い建物や場所を上手に利用して、10年ほど前からアートフェスティバルのような活動をおこなっているそうです。いかにも日本の町づくりにふさわしい「惣」といった名前をもつ拠点が三つほどあり、非常にやわらかくて気張らないリノベーションが展開されていました。

最近では、古い建物にこだわって、新たな解釈を加えてデザインし、町を再生していくという動きが、かなり骨太に出てきていると思います。これは、移築や曳家に通ずるような町の捉え方だと思います。防災の問題は必ずつきまといいますが、新しいものを受け入れながら、コミュニティの関係性をその場で再構成しながらつくり上げていく遅しきこそ、日本のやわらかい都市がもう一回取り戻すべき原点ではないかと思えます。



所有すること、移動すること

青井 日本の都市は「所有」で貫かれている。一方で空地や仮設性、移動性をともなう融通無碍、変幻自在に動いてきた。そのあたりの関係性について、もう少しお話しただけませんか。

伊藤 今日は問題提起として「所有で貫かれている」という強い言い方をしましたが、必ずしも同じ所有が現代まで貫かれていると言っているのではありません。それぞれの時代で所有の意味づけ、制度的な位置づけが違っていました。青井さんのご指摘は、所有で貫かれている都市が自由に動くのは、話として矛盾するのではないのかということだと思いますが、それは所有権がリジッド (rigid) だから動けないのではなくて、所有権があるからこそ動くことができる。そういうケースが非

常に多くて、むしろ、移動するための前提条件になるのが「所有」と考えたほうがいいと思います。

青井 逆にいえば、日本の所有権は、物的な根拠から遊離している。つまり、都市空間に求められる可変性と権利保持とのダブルバインドから、物的対応物が交換可能な権利というものが成立するのではないか、またそれが歴史的に補強され続けてきたということですね。

近代になるとより明確に土地と建物の権利、それを利用する人の権利が分かれて、都市の流動性が増したと考えられます。近代における権利の絶対性が、土地と建物利用という層状に切れた権利を強化して、近代都市計画を条件づけてきたのではないかと思います。陣内 ずいぶん前に大谷研究室で京島の調査をしていたとき、大谷幸夫先生から「器と中身と主体で考えなさい」

所有権がリジッドだから動けないのではなくて、所有権があるからこそ動くことができる (伊藤)

ということを教わりました。それ以来、都市調査におけるベーシックなアプローチだと思っています。特に日本の下町がどういう関係性のもとに更新され、崩れていったのかを見ていくと、所有の構造が非常に複雑で見えにくいんで

す。地主と土地の又貸し、上物だけを所有する人と家賃をとりに来る人が別というような不思議な構造で、調査をしていると「差配」という言葉にもたくさん出会いました。

伊藤 青井さんが曳家は鳶職がおこなうという話をされていたのですが、鳶の職分は、土地を割り直したり、権利関係を調整したりする「差配」ですね。彼らは領域を分けて持っていて、自分のシマでのめ事は全て彼らが差配する。これが日本の前近代以降の都市、特に江戸では大きな存在だった。それらを失ったのは高度成長期以降ではないかと思いますが、それ以来「公」と「私」が直接ぶつかり合うようになってきました。日本には三井や三菱のような大地主はいますが、基本的に小さな地主が寄り集まってきている都市です。そういう都市のあり方は、鳶的な微調整を必要とします。



青井 少し補足させていただきますと、近世まで、建築にかかわる職能は基本的に大工と左官と鳶の三種というんですね。大工は木を刻んで組み立て、左官は土を練ったものをコテで塗る、それ以外の仕事は何でも鳶がやるという

わけです。足場を組んだり、重いものを運んだり、片付いたり、全て鳶の仕事になります。曳家は、そうした鳶の職能が分化して独立したものだといわれています。一見リジッドなもの動的な調整を差配する役割が曳家にあるとすれば、その背景としての鳶の存在がとても重要になってくるという面白い話だと思います。

ところで、実際に運べるかどうかという物理的な話として構造は非常に重要だと思えますが、かつてはヨーロッパも木造だった地域があります。構造と所有は何か関係があるのでしょうか。

伊藤 数年前、中世の南西フランスのバステイドという都市を調べて、当時の木造もずいぶん見ましたが、日本といちばん違うと思ったのは、地下をもっていることです。日本のように礎石の上に柱が立つという構造ではなく、地面に食い込んで建っている。これには、大地へのイメージがだいぶ違うなと感じました。

陣内 僕の場合はアマルフィの調査を6年間続けていましたが、この建物には基礎から屋根までが完全な石造りで、ヴォールトやアーチの形でわかるのですが、どんどんと上に建物を積み上げていった歴史的な経緯が見られます。積み上げられるたびに、所有権や利用権は、空中で分割していきます。地形的に急斜面に建つので、アプローチは

いろいろなレベルで確保できて、共通の通路をつくる必要がなく、プライベートも守ることができるので、垂直方向に権利を積んでいくということが平

都市空間に求められる可変性と権利保持とのダブルバインドから、物的対応物が交換可能な権利というものが成立するのではないか。(青井)

気でおこなわれていた。これはかたい都市の究極モデルだと思います。たとえば日本では上に積み重なるような住み方は、大正までほとんど出てきませんから、これはかたい都市のひとつのファクターかなと思います。

青井 立体的な所有権の場合、カタストはどう整理されているのでしょうか。陣内 いろいろなタイプがあると思います。僕はダマスカスでフランス人が1930年代につくったカタストラルマップを使用することがありますが、ここには壁の所有権がどちらに属しているのかが、矢印で書き込まれています。その力関係は、つくられた順番なのか、その辺りはなかなか解説できないのですが。

権利の強さがそれぞれで、イーブンの関係ではなくて弱い立場ながら許可をもらって梁を出すという場合もあります。おそらくそれは税金に反映されているのだと思いますが、噴水や樹木などまで、相当細かく書かれています。

残念ながら、台帳に当たるものが見つかっていないようで、誰も研究ができていませんが、文献史のダマスカスの研究者が売買関係の文書を集めて都



市の住宅の歴史を調べていましたので、その売買契約書をつぶさに見ていけば、かなりはつきり再構成できるはずだと思います。建物のプロットにいくつものユニットが存在して、水平方向にユニットが分かれている場合もありますが、ナポレオンのカタストにも、それらが住居表示に全て反映されています。ヴェネツィアの住所の表示には何千何百何十いくつ、Aのストラッシュといったものもあるのですが、それが全部反映されています。同じ入口から2家族がアプローチして、上下に所有が割れていることもあります。

伊藤 カタストというのは、基本的に平面情報なので、詳細な立体情報は表現できない。日本の場合は古代から現在まで一貫して平面情報ですから、不動産観念の違いがもともとありますね。明治に入って地租改正がおこなわれたときに、京都の場合、それまでは土地の図面(沽券図)しか出てこないのですが、そこに建物のかたちが現れて、

連続平面図みたいな図ができるようになります。そのときにいちばん困ったのが、庇の問題です。京都町家は深い屋根をかけるので、前面道路との関係、つまりどこまでが自分の建物で、どこ

までが公有の土地なのかということを考え始めます。この庇の下を公有地にするのか、私有地にするのかという議論が始まるのは実は明治以降のことだったんです。私有地を差し出すか、公有地を取り込むか、二種類に分かれるのですが、それは日本独特の建築のからから導かれた解決法なんです。ヨーロッパは建物が立方体だから、いまのような問題は生じなかったのではないかと思います。

陣内 中世までは、ヨーロッパでも公道路を潰して張り出してまで外階段やバルコニーを付けていたりして、「公」と私」がぎくしゃくしている時期がありました。それが13世紀くらいになると、まっすぐな道路が良しとされ、さらにルネッサンス期に遠近法的に統一されます。そのために部分改造で建物を切つて、見事に「公」と「私」が壁面でピシッと分けられた。それが、15世紀の終わりごろです。

部分的な都市の変容

陣内 イタリアのローマ大学のパオロ・ファリーニという先生が、トスカーナの小さな五つの町が連合した素晴らしい計画をつくりました。田園のカルチュラスケープを更に詳細に再評価して価値を認め、見事にユネスコの世界遺産に登録されたのです。もちろん農民も喜んで参加したのだけど、ボトムアップではなくて、知的リーダー行政や、専門家が先導してやった計画です。日本ではなかなかできないビジョンだと思います。

日本では、住民運動、市民運動で、面白い活動がたくさんあります。さつき話題に出した大阪の空堀商店街や、東京の谷中はその代表です。歴史と生活文化と住民関係、コミュニティをもう一回つくり直し、そこに外の人が入

これからの都市には、マスタープランではなく、細かな積み上げで町をつくっていくというセンスとテクニクと組織が必要(陣内)

り込むケースも結構あると思います。そういったときに、今日の話のように日本的なやわらかい仕組みが有効になってくるのではないかと思います。これからの日本らしさの継承に必要なのは、マスタープランではなく、細かな積み上げで町をつくっていくセンスとテクニクと組織だと思います。



伊藤 日本は、古代に大規模に都市開発をしてきましたけど、そのあとは城下町まで、それほど大規模な都市づくりをした形跡がありません。部分的な変化によって都市が変容してきた。さつき陣内さんがおっしゃったように、「小さな地主論」、「小さな開発主体論」みたいなものが日本では有効な制度なのだと思います。それはかつては蔦、

大きな範囲でしか都市が動かなくなってしまうのが、最大の悲劇(伊藤)

あるいは地主が担っていたことかもしませんが、大規模な変化をとまわらない部分的なやりくりがすごく得意な国だと思います。その微妙なセンスがいい意味でも悪い意味でも日本の都市づくりの遺伝子にあるので、そこをこ

れから私たちはどういうふうにかえていくか。ヨーロッパ的な都市のように、リジッドで動かしようのない息苦しさとは違う都市ができるのではないかと。青井 曳家は、複雑な権利関係をそのままもっていきるのがメリットでもあって、いわば根本的な問題を解決しないで先送りしていくシステムとも言えます。また隙間のやりくり、権利の先送りのな都市更新システムみたいなものも相当可能性をもっているという感じがしています。

陣内 うちのすぐそばに、前川國男さんが設計した「阿佐ヶ谷住宅」(1958

年)というテラスハウスがあつて、全体の配置計画、曲線の街路パターン、住棟間隔などが素晴らしく、さらに緑が育つていて豊かな環境になっています。ただ、老朽化して住みにくくて、これをどう再生させるかということがとても問題になっていますが、今日議論してきたような知恵とか方法とか組織が、このような実際の事例として、

てなかなかうまく落とし込めないのが現状です。

結局は、相当強引にいまの地権者たちの権利をベースにして、ほとんど懐を痛めないでみんなが新しい広めの住戸がもらえるようにする。それを事業として実際に成り立たせるために、容積率をアップさせて床面積を広げる『緩和型地区計画』という方法をとって、周辺住民の反対にもかかわらず強力に再開発の計画を推し進めています。

大掛かりな団地の再開発も含めて、土地と建物の権利、所有権とか、建て替えについて今日のような議論を真剣にしていく必要があると思います。

ローマ法以来続くヨーロッパの都市と比べて、日本ではここ20年ぐらいでまったく新しい局面を迎えていると思います。新しい都市再生のために、こういうスタディは重要だと思います。

● 質疑応答 ● 初田香成(東京大学)

日本の土地所有権の絶対的不可侵性が独り歩きするという話に興味をもちました。

これは地主や借地人の内在的な意志が要因となったシステムだと思つていますが、もう少し詳しく教えていただけませんか。



伊藤 初田さんがおっしゃるように、

それには地主や借地人の意向が働いて、おそらくそれは封建的な職分や役分から逃れたいということに尽きると思います。つまり土地を自由に処分できるようにになりたいという意欲だと思えます。前近代でそれがなかなか自由にならなかったのは、やはり所有が社会化されてきたからです。近代以降、町人や武士の身分はなくなり、全員が「市民」という言葉に置き換えられたので、そのへんが抽象的な概念になつていったのだと思います。

元倉眞琴(スタジオ建
築計画・東京芸大 谷中
のような特別な下町
以外でも、広大な木
造2階建ての密集地



が東京にはまだ大量にあります。どう建て替わっていったらいいのかわからなくて、じつとしているような場所をいかに更新したらいいのか。建築が動

産であるというのは非常に可能性があつて評価できるという話でしたが、大規模マンションのような再開発システムの中なかでしか建築が発生してこないように、わたしたちは動産的な建築のタイプを手にしていなかったことがわかつたのだと思います。次のステップとして、どのようなことを考えれば良いのでしょうか。

伊藤 大きな範囲でしか都市が動かなくなつてしまったことが最大の悲劇だと思います。ある程度敷地が集まらなるとスケールメリットが出ないので、集めて置き換えていくことしかできなくなつてしまいました。木密でじつとしてる建築はあるポテンシャルを秘めた可能態だとして、分節性を担保しながらどうやって生き長らえさせてやるかを考えることだと思います。それを都市計画的に問題地域という形で、容積率とか空地の扱いという一般論で語っていくと、たぶん同じような問題がまた生じてくるのではないかと思います。たとえばあそこの三軒をどうするか、曳くのか、壊すのかを一つひとつ考えていくことではないでしょうか。

陣内 いちばん難しい質問です。たとえば、中央区の副区長をしている吉田不曇さんという早稲田出身の建築家がありますが、彼は中央区じゅうの地区計画を手がけてきた辣腕リーダーです。

月島でもずいぶん前から、路地を残し、コミュニティも持続させながら、耐火性もアップさせることを考えた提案をしています。たとえば、少し建物をセツトバックさせて3階建てに建て替えることができるような、緩やかな更新ができる地区計画を提案しましたが、実際にはあまり応用されず、数のうえで期待されたほどできていないそうです。せっかくの制度にみんなの意識が追いつかない。あるいは、不動産の状況でフイットしない、不動産価格が上がらないようにしながら、やわらかく更新できる社会にしないでほしいのではないかと思います。

高山登 (藤ボラス暮し科
学研究所) 昨今の「サ
ステイナブル」という



観点からみると、やわらかい日本の都市を認めることは、いつまでもストックにすることができずに、ゴミになっていく都市のサイクルになりかねないのではないのでしょうか。

青井 やわらかさに居直ってただ目先のやりくりだけをしていけばいいということではなくて、これまでやわらかさをもつて歩んできた都市を踏まえた成熟のあり方を考えたいということだと思いますが、いかがでしょうか。
陣内 阿佐ヶ谷住宅をあまりにもいと違うものに置き換えてしまうことの

不条理さを感じています。経済観念だけで更新がおこなわれるのが日本の実態で、つくづくサステイナブルな方向に反していると思います。

しかし都市とのつながりからいえば、ストリートにそこにつながるのほどこだけ長寿命にするとか、リノベーションをもつと積極的にいうことにならざるののだと思いますが、さつきご紹介した大阪の空堀商店街周辺の動きは、とてもささやかかもしれないけれども、再開発とは正反対の動きとして、更新されている都市のイメージになると思っています。ここでは「路地」が重要な視点になっていくのだと思います。風が抜けていくので環境上もエコロジーだし、都市の高密なぎりの環境のなかで快適に住む知恵です。

また、サステイナブルといっても、いろいろなレベルがあると思います。ドイツのフライブルグはマスタープランで小さな風の道、大きな風の道を地図の上に図面化して、それを都市計画、

不動産価値を上げられないようにしながら、やわらかく更新できる社会にしていかなければいけない (陣内)

のルールにしているといえます。そういう細やかな積み上げが、大きな視野で見るときにサステイナビリティーのいちばん重要なことだと思えます。

手嶋尚人 (東京家政大学) 谷中でまちづ

くりをやっています。谷中や空堀が元気に活動できている理由に、借家・借地であることが大事なことでないかと思っています。いま耐震基準法などで建物はそう動くものではなくなっています。そうすると持家ではなく、借家文化をもう一回検討していくことが、都市を流動的にするひとつの糸口になってくるのかという気がします。

中谷礼仁 (早稲田大学)

少し前の「すまいるん」で、災害がむしろ住文化を生むのではないかという特集をしました。明治以前の災害で、人的な問題ではなく、災害的なレベルで流動化したあとに都市が生まれて、伝統的な継続性をもつたような都市があれば、ぜひ教えていただけませんかでしょうか。



伊藤 歴史的にみると、確かに災害復興時にその町がもつ潜在的な方向へと一気にジャンプするようなことが起こります。たとえば現在の京都の町並みも、実は、天明の大火という大きな火



災を機に、より洗練されたルールに基づいた町屋敷が並ぶようになり、現在にまで至っています。

青井 比較論でかたい都市という位置づけでヨーロッパの話をしてきましたが、かたくて動かないように見えていても、災害の時は何らかの再生をして町が変わっていくという陣内さんのお話もありました。それらを日本の震災や戦災復興、あるいは歴史のなかのさまざまな再生と関係づけて比較していくと、非常に良いムーブメントになっていくのではないかと思います。

また、日本のやわらかな都市構造のなかで生きてきた「曳家」ですが、新潟の新潟中越沖地震の時も、東京から曳家業者がたくさん出かけていって、地盤の沈下の修正や、耐震補強、道の拡幅に伴う家屋移転をおこなったそうです。曳家や移築は、過去の終わつた技術ではなくて、これから活躍の可能性が広がっていく分野だと思っています。

一方で、先ほど元倉さんからご指摘いただいたように、やわらかい都市を支えてきた所有観の延長線上で建設技術がかたくなると、立体的な市街地再開発へと収束してきた。今日は歴史的な観点からの議論でしたが、さまざまな実践的取り組みともつなぐ必要があると思います。今回の議論がその第一歩になればと考えています。(文責＝編集部)

関東大震災と東京の下町——曳家と区画整理

田中傑

図1(上) 日本橋区通2丁目付近の焼跡、バラックはほとんどみられない。
図2(下) 図1とほぼ同アングル。バラックで埋め尽くされている。交差点の角地には図1の中央にあったバラックが建て替えられた後の姿がみえる。



日本橋区通2丁目付近の焼跡、バラックはほとんどみられない。



東京ノ復興
日本橋区通2丁目付近の焼跡、バラックはほとんどみられない。

はじめに——「やわらかい都市」を構成したバラック

いただいた企画書によれば、本号に掲載されるシンポジウムは「やわらかい都市／かたい都市」というタイトルである。

この「やわらかい／かたい」とは都市を構成する建築物の構造や階数、そして建築物や都市をめぐる諸状況の喩えであると理解したが、これを援用すると、関東大震災後の再建プロセスは「足だまりとしての『やわらかい都市』を形成し、そこに基盤整備をおこなった上で『かたい都市』へと改める方針」をとっていたといえる。

以下、東京の震災復興を牽引した「やわらかい」建築、所謂バラックの法的な位置づけ、特徴、役割、そして功罪を述べる。

バラックの法的な位置付け

戦前の日本には建築行為を取り締まる法律として『市街地建築物法（1919年法律第37号、以下、物法）』が施行されていて、その第25条は「本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していた。

震災後、同条に基づいて公布されたのが『東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件（1923年勅令第414号）』で、物法の条文のうち「仮設建築物」に対して適用除外するものを挙げ、またその除外の期間を定めていた。続いて公布された『東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域ニ於ケル仮設建築物等ニ関スル件（1923年内務省令第33号）』は『市街地建築物法施行規則（1919年内務省令第37号）』の条文のうち、同じく「仮設建築物」に対して適用除外するものを挙げ、また地方長官（東京では警視總監）が建築物の構造設備、敷地に関して必要な措置を命じることができるとした。

この「仮設建築物」こそが所謂バラックで、つまり、バラックとは公的に認められた違反建築物である。ただ、物法の適用を除外されたバラックが、物法の要求する性能を具備しなかつたとは限らな

図3 (右) 本図は小学校の仮教室を示しているが、住宅も同様の状況にあった。



図4 (左) 建物を土台ごとジャッキで持ち上げ、こころを敷くなどして移動させた。



い。バラックはのちに「木造で安価な2階建て以下の建築物」という制限を科せられたが、その像は依然として「やわらか」「曖昧」なもので、当時、「バラックにはピンからキリまである」といわれた。これは行政側と罹災者側の双方にとって好都合であった(図1、2)。

そもそも、行政側がバラックを認めた理由は、①震災後に平時の物法を適用することが不相当であったため、②大量の家屋を再建する際に新築建築物の適法性を逐一判断することが不可能であったため、そして、③適法で堅牢な建築物を新築させることが将来予定される区画整理の実施に不都合を及ぼす可能性があったためとされる¹⁾。

バラックの「やわらか」さは公法の面だけではなく、私法の面にも及んでいた。不法占拠が頻発し、土地の正当な権利者はそれらのバラックを実力で取り壊した²⁾、行政側は区画整理の際にバラックの敷地境界や権利関係に関する紛争に対して中立を宣言し、如何なるバラックをも換地先へと移転させたのである。私法面での「やわらか」さは、のちのち、個別の訴訟によって矯正されたが、結果的には罹災直後の状況を取捨するためには不可欠なあそび(余裕)であったといえる。

バラックの物的特徴と建築物としての性能

次に、物的特徴から「やわらか」さを見ていきたい。

『バラックと其安全生活法』³⁾によれば、一般的にはバラックの構造は丸太や角材を組み合わせたもので、基礎については不明だが、当時のことであるから足元は固定されていなかったと考えられる。また、外壁は四分板、床には薄藎が敷かれ、屋根をトタンやブリキで葺いていたため、建物の外からの熱気、冷気、湿気への対処が課題であった(図3)。

建築物としての性能は著しく低く、家屋内での熱中症を防ぐため、当局は屋根の上に蔓性植物を這わせたり、莫座、藎板を敷き詰め、あるいはペンキで白く塗る、晴れて暑い日にはトタンを剥がして通風孔とするなどの策を講じさせた⁴⁾。冷気が原因で早起き癖がついた⁵⁾という話や、湿気が結核や皮膚病などを招いたという記録もある。

防火性能の面では「宛然帝都は焚木を積んでゐる」と消防本部長がぼやく⁶⁾ほどであった。

バラックの移転と任期延長

このような「やわらか」な建築物23万

棟が構成する「やわらか」な都市に対して、帝都復興区画整理事業は施行された(厳密には震災後の大火で焼失したエリアを対象)。

区画整理において、従前地と換地とは位置、面積、形状が異なる。だから、バラックは曳家、移築、取り壊しの3手法を組み合わせて換地先に押し込められた(図4)。バラックの「やわらか」く、軽いという特徴がこの大事業を技術的に可能にした。

もつとも、社会的な阻害要因があれば、話はそう簡単に進まない。行政側はバラックの所有者や占有者に対して、①建物や造作の移転費用の支弁、②建物や造作の取り壊しに対する補償、そして③移転工事で逸失する収入に対する補償(休業補償)を用意した(各々上限あり)。しかし、それでも市民側の反発は強かった。新聞には「……時節柄を弁へぬ虚栄の事業を中止し、一大消防団を設立し、区整を十年以上延期して、国力の充実を待つが最善」という投書が載った⁷⁾。

市民の不満を考慮したためか、行政側は柔軟な対応をした。それは、バラックの移転と換地処分を告示日との前後関係に象徴的に現れたと思われる。

彼らはある時点までは、換地処分の告示が済んでから、換地位置の指定の杭打



図5(右)、図6(左) 神田区小川町付近における区画整理前(右)と後(左)の街並み。区画整理の前後でバラックの階数や立面が大きく変貌した様子がわかる。この沿道は甲種防火地区(最低限、外壁を耐火構造とする義務があった)に指定されていたため、写真にみられる木造モルタル塗建築は、いずれもバラックである。

ちに着手していた。従前地に関する権利義務が書類の上で換地へと継承された後で、それが現実の土地の上に反映されていたのである。これでは換地設計に関して不満がある限り、バラックは一棟も動かない。ところが、最終的な記録をみると、バラックの大部分が換地処分分の告示日前に移転を完了している。換地処分分の告示日はバラックの建築着手の期限であった(後述)が、その日付を移転後にズラすことで、換地上でのバラック新築を可能にしたのである。これは、

区画整理の後も「違反建築物」が増加したことを意味する(図5、6)。

こうして、バラックは区画整理を挟んで長く市民の生活の場となり続けた。

バラックの「硬化」

バラックは既述のように建築物としての性能が低かった。そのため、その建築着手と撤去には各々期限が設定され、適法な建築物への漸進的置き換えが図られたが、それら期限は区画整理施行地区の内外、甲種防火地区の内外、建築物の種類に応じて異なっていた。

まず、区画整理施行地区外での建築着手期限は1924年8月末

日、除却期限は1933年8月末日とされていた。他方、区画整理施行地区内での建築着手期限は各区画整理地区の換地処分(認可の告示)日で統一されていたが、除却期限はまちまちで、不特定多数の人々が利用する特殊建築物については1936年8月末日、甲種防火地区内の一般建築物については1947年2月末日、その他については1933年8月末日であった。これらは区画整理にともなう混乱の有無、適法な建築物を建てる際の負担および適法な建築物を建てるべき社会的責任の大小を勘案して設定された。ただし、この建て替え方針は、当局が自ら、それも早い段階から諦めていたふしがある。というのも、当時、市民が区画整理に関する質問を投書し、東京市の担当者がそれに答える『区画整理問答』という新聞の不定期連載があったが、そこにある日、「バラック(の)建築(着手)は八月卅一日限りとなるが換地へ転築が八月三十一日後になる時(一)現在(の)平屋を換地へ転築の時二階建に出来ませるか(平家生)」という質問と、それに対する「換地に移転せらるる際に現在の平屋を二階建に直されることは差支ありません、御見込の通り現在の場所です直されるのは二重の手事となる訳ですから改築は移転の際まで待たれる方が御便

利です(吉田助役)」という回答が載ったからである。

増築とはいえず、その意味するところは「建築着手」と変わらないため、建築着手の期限を現実的に延期した発言と解釈できる。のちに、建築着手の期限が換地処分の告示日までと正式に改められる(1924年8月勅令第198号)と、建物所有者がバラックを適法な建築物へと建て替える理由はますますなくなつた。彼らにとつては、換地前であればバラック建設にコストをかけるのは得策ではなかつた(補償額が損失額を上回る可能性)が、換地後であれば立派なバラックを建て、できるだけ長く利用することが得策であつたろう。あとは除却期限をどれだけ先延ばしできるか、である。

ここにバラックは「硬化」を始めた。2年後、警視庁の野田(俊彦)建築課長は「現在バラックの仮建築といふ事になつてゐても相当の材料を用ゐて建築してあるものもありこれ等はほんの一部を改築すればそのまま本建築として利用し得る」と発言¹⁴⁾し、建築物単体としての性能を満たすべく改修すれば、集団規定を逸脱したままでも撤去を免除した¹⁵⁾。また、戦争とその後の制度改正により、甲種防火地区内のバラックの撤去義務も消滅した。バラックの位置づけは仮の宿



りから終の住処へと変化し、その姿はいまも下町各地に残る(図7)。
おわりに

以上、関東大震災後のバラックが、その「やわらか」さゆえの数々の問題を抱えながら、市民の生活再建を牽引した様子を概観した。バラックのおかげで、行政側は意のままに基盤整備をおこなえ、市民側は区画整理前に無用な金をかけず、区画整理後においても平時には認められない建築物を建てる抜け道を確保できた。

しかし、他方では期間限定という前提が形骸化し、その前提ゆえに許されていた非合法行為が常態と化したことも忘れてはならない。こうした馴れ合いは函館大火の折にもみられ、北海道庁が具体的な要件を定めなかったため、「二階建てのバラックが当局の意図に添」わなかったにもかかわらず、約一万戸も完成してしまったという。

管見では、「やわらかい都市」と「かたい都市」とが峻別されるようになったのは、1940年1月の静岡大火後のバラック規則が厳格な規模制限を科して以降である。

【本文註】

- *1/小倉師次(1930)、復興正史、宝文館、17、18頁。小倉は復興事業の現場にいた。
- *2/たとえば、東武朝日新聞1925年6月18日夕刊2面、「突然の取壊しに驚いた十七軒 二年間の交渉らちあかず電気局から強制執行 うらめしがる住民の非難」。以下、新聞はいずれも東京朝日新聞に拠る。
- *3/生活改善研究会編(1923)、「バラックと其安生生活法」、南光社、同書は震災直後に出版され、バラックで比較的高い居住性を実現する方法、バラックをめぐる法的な議論、バラック生活での健康法や防災対策を紹介したが、執筆者が記されていない。法的な議論には執筆者の思想的特徴が反映されたはずであるが、そこから執筆者を比定することは困難であった。ここでは末弘敏太郎たちによる可能性を指摘する。
- *4/1924年4月16日朝刊6面、「ことは異常を呈す草の陰に早くもバラックの夏を思ひ府で講ずる緩和策」
- *5/1924年2月4日朝刊3面、「早起き癖も眠られぬ寒さで、目も当てられぬ 上野公園三井寄贈のバラック村 暖寒の今日この頃」
- *6/1924年11月18日夕刊2面、「今晚神田で、五十四戸焼く 三崎町二丁目から発火。この頃、今晩、龍泉寺町、百川戸焼く 三時四十分頃発火、バラック街一帯め(1924年11月15日夕刊2面)といつたニュースが相次いだ。
- *7/1924年8月21日朝刊3面、「鉄骨 観音局」
- *8/1924年8月21日朝刊2面、「バラックの建設延期勅令 昨日の閣議で決定、……(換地処分)の告示終了後(一)換地(の)杭打ちを開始すると同時にバラックの新築は許可されないこととなった……」
- *9/建物移転と換地処分告示の日との関係については、田中傑(2006)、「帝都復興と生活空間」、東京大学出版会、165頁、166頁を参照された。
- *10/1924年5月17日朝刊6面、「区画整理問答 改革」
- *11/1926年7月23日夕刊1面、「今尚ほ帝都を覆う 十八万戸のバラック 新築件数は昨年よりも減少 復興を更ける不景気風」
- *12/ただし、甲種防火地区の外にあり、特殊建築物に該当しないバラックに限定。
- *13/池田清編(1937)、「函館大火災害誌、轉北海道社会事業協会、739頁、1934年3月北海道庁告示第358号
- *14/静岡新聞、1940年9月3日夕刊、「函館市復興状況(三)」

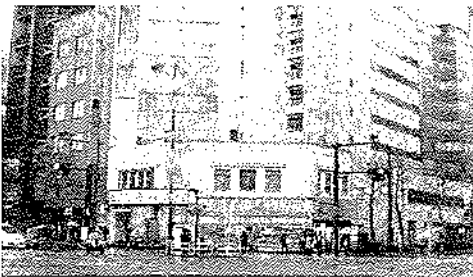


図7 正面の2階建てがかつての甲種防火地区内バラック

- 【図の出典】
- 図1 帝都大震災の惨状 日本橋白木屋附近、絵葉書(刊記不明)
 - 図2 復興ノ東京 日本橋交差点ヨリ東京駅方面、絵葉書(刊記不明)
 - 図3 〔鉄砲洲小学校の急造バラック教室〕、絵葉書(刊記不明)
 - 図4 復興局(1930)、「帝都復興記念帖」
 - 図5 復興中の東京 小川町交差点、絵葉書(刊記不明)
 - 図6 復興の新東京 神田小川町ヨリ神保町九段方面ヲ望ム、絵葉書(刊記不明)
 - 図7 筆者撮影(2010年4月、画像の一部に加工)

●田中 傑(たなか・まさる)

芝浦工業大学大学院ポストドクター研究員
1996年、慶應義塾大学経済学部経済学系卒業。1998年、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修士課程修了。2003年、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士課程単位取得満期退学。2004年、大韓民国国際交流財団フェイロドリサチフェロー(ソウル大学校)、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻客員研究員(工学博士)を経て現職に。
著書に、「帝都復興と生活空間」(東京大学出版会)などがある。同書にて東京市政調査会藤田賞奨励賞受賞(2007年)

改造 移築 分割 移転

匿名の技術・経済として

平山 育男

改造との遭遇

筆者が未だ無垢な建築史の学徒であった頃、建築史の研究室における調査の定番と言えば当時、文化庁が推し進めていた近世社寺の調査と相場は決まっていた。

そこで学んだことは、図面の採り方、写真撮影の方法、それと復原の考え方、あえて加えれば酒の注ぎ方にまで及ぶ礼儀作法であった。最後の項目は置いておくとして、個人的に最も印象的であったのは痕跡に基づく復原考察であった。柱、梁などさまざまな部材に残された仕口などをつぶさに観察、考慮することで、それ以前の形、さらには当初の形を復原することができる。

この方法論は若かった筆者の心を強く揺さぶった。復原とはそこには存在しない、強いて言えば今を生きている人達も誰も見たことのない建築当初の姿を想像、いや「創造」する行為と考え直すことが

できた。愚直に痕跡を追い続けられ、必ずや初源の姿にたどり着くことができる、とその時は信じていた。「初源」、「創造」の言葉は一直線に心へ突き刺さり、脳裏に焼き付いた。

そして、筆者は民家の調査にも携わることとなった。社寺の建築と異なり、民家は痕跡が多い。逆に言えば改造が日常茶飯事で、生活の要求、設備の更新に伴い、改造は次々におこなわれる、と考えるのが常識であった。忠実に痕跡を追うことは可能のおこなえば建物の変遷を追うことは可能のはず、であった。

さて、ここで考えたことがひとつある。増改築にもそれなりの作法というか、方向性があるということだ。関東の農家では比較的古い形式は広間型の三つ間取りで、それが田の字型となる四つ間取り、さらには下手の2室間に中廊下を設け各室の独立性を高める形式に移行し、しかも各々の変遷は連続的な変化の延長線上に

並ぶ。ところでこの変化と呼応するかのようには既存の建物も同じような改造がなされていたのだ。より古い広間型は広間を前後に区切ることで四つ間取りに、四つ間取りは下手2室の間に通路を設けることで中廊下の形式にと。改造が先か、新築が先か。新築に対して改造例の方が多いことを考慮すれば、時代の指向性は改造において先行的に示されており、それを新築が追った、とすべきであろう。

その意味では地域における民家の形式形成には、新築だけではなく、否、改造が主導権を握って目指すべき方向を模索し、合わせて全物件における増改築と新築の行為が、民家建築のあるべき方向の模索に等しく参加していた、と見なすべきと考えらるに至った。改造、恐るべし。決して猫跨ぎにはできない、と痛感した。このように建築史の形成には、一件一件の民家が参画していたのだ。

しかしだ。復原がそれほど上手くはい

図1 森家住宅（東京都稲城市東長沼）18世紀初期建築、明治時代初期移築の民家。困ったことに移築の民家と新築された民家の差異は外観だけでは分からない



かないことを思い知る日が程なくやってきた。痕跡が合致しないことが多々あるのだ。何故だ。考えてもわからない。そんな場合は所有者にお話を伺うと、たいのの場合「あー、古材を使った」とか「古家をもらってきたから」、「家を曳いてきたから」との答えがいつもなく返ってきた。「古材」、「古家」、「曳く」？その時の筆者が未だ持ち合わせていなかった語彙の数々であった。

移築だった

「古材の利用」等をここでは「移築」と一括しておこう。「民家の移築」とはそれ以前の自分にとっては文化財となった建物を保存移築するための行為でしかなかった。いわば例外的で緊急避難的な処置と理解していた。しかし、目の前にいる住宅の所有者である一般人が、こともなげに発する「移築」の語は何を意味するのか。それに素早く対応することはできなかつた。「移築」？これは例外的なものなのでは、と当初は考えようとしたが、東京都稲城市における調査を続けるうちに、移築の物件が次々と行く手に立ちほだかつた。全体では20%を越える民家が移築を受けた

物件であつた。こうなると移築自体が例外とは言えなくなる。それでは稲城が例外であつたのか。民俗学の泰斗宮本常一は、稲城に多摩川を挟んで隣接する府中市の民家調査報告書において、筆者に先んじること20余年前、「昔は村の一割や二割はそうした（移築を受けた）家ではなかつたか」と活字を刻んでいた。それでも素直でない自分は、即座にその文字を信じることができなかつた。これを自分で確かめようと思つた筆者は、自身の怠慢もあり数年の歳月を費やした。この間、東京・神奈川における民家の報告書240数冊を隅から隅まで目を通し、「移築」の文字を追い求めた。その結果、両都県では調査棟数の13%が移築にかかわる民家であることを知つた、いや、思い知らざれるとともに、「一割や二割はそうした家」という巨人の言葉がズシンと重みを増した。

ところで、民家の調査で対象となるのは一般的には中レベルより上の民家が多い。実際はこの13%には「少なくとも」の枕詞を冠するのが妥当、と論文査読者に指摘を受けた。感謝の次第である。

民家の移築が何であるのかを考えるきっかけはこら辺にあつただろう。こうなると止まらない。全国ではどうなつてゐるのだろうか、という新たな疑問がむ

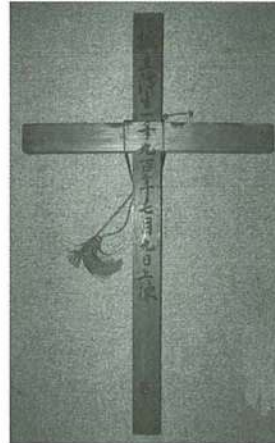
くむくと湧き上がった。疑問は尽きない。さらにつつ、どこで移築はおこなわれたのか。移築で民家はどれくらい距離を動き、築後何年の物件が移築の対象となつたのか。そこで今度は全国で実施された民家調査を通覧するはめになり、さらに100冊余の民家報告書に「移築」の文字を追つた。

その結果、東京・神奈川の成果も含め、民家の移築は昭和戦前期まで営々と日本中でおこなわれ続けていたことを知ることができた。建物の移動距離は平均すると4〜5kmほど、建築後70〜80年ほどの民家が最も多かつた。それでは何故、移築はおこなわれた、否、おこなわれなければならないのであろうか。事例を見る限り、火災、水害などの災害後や分家に際し、移築がおこなわれることが最も多かつた。これらから類推すると、民家の移築とは災害などで家を失つた時や、金銭的に難のある場合、新築よりも安価で手頃に、明日住むための住宅を、より早く、地域において入手することのできる制度であつたのでは、との結論に自問の末にたどり着くことができた。そう、ここで言う「移築」とは、かつて一度はどこかで聞いたことのある、「安い」「早い」「うまい」の条件がそのまま当てはまる多くの経済行為であり、それが日本国内の



図2(下) 聖公会橋本教会旧教会堂幣串(和歌山県橋本市橋本)。19世紀初期頃、吉野で建築された民家を教主降誕1900年に移築。十字架形の幣串?!

図3(左) 長家として分割して使われていた(おそらく)酒蔵(和歌山県橋本市橋本)。(撮影=田村収)



分割・移転が移築を放逐

「日本国内の至るところ」と書いたが、

至るところ、徒歩圏の地域を基盤として営々とおこなわれ続けていたのであった。

日本中において移築は等しくおこなわれていたのだろうか。確かに生業を農業とする農家において移築は蔓延していたが、それ以外で移築の割合が極端に少ない場所が確かにあった。灯台下暗し。10年間、自分達が調査を続けて来た和歌山県橋本市の中心市街地では、調査した180棟余の中で移築にかかわる主屋は僅か2棟、全体の1%に過ぎなかった。生業を商業、工業とする町家において、移築は極端に少なかった。おそらくそれは日本中で言えることである

う。しかし、代わりに橋本では町家の分割が多くおこなわれていた。明治時代以後、塩市などの専売権を失った橋本では、塩問屋を営んだ特権層が去った町家を土間と床土境、井戸を跨いでなどの分割は数例には留まらなかった。加えて、町内においては商人たちの「移転」に目まぐるしいものがあつた。より良い場所を指して皆が皆、鋤を削る、という表現が的確だ。そして特権層が去ったより良い場所を分割してでも使い続けた。

ここで、はたと思つた。農家では人が動かず住宅が動くのに対し、町場では住宅が動かず人が動く。前者は不動産である土地を媒介とした生業であるのに対し、後者は動産を基本とする。その違いだろうか。

さらに複雑となるのを承知で話を続けると、町場における分割に際しては必ずしも建物所有権の移動が生じない。目指すのはより良い場所であり、さらに良い物件を虎視眈々と狙う優れ者は安易に不動産に手を出さず、賃貸で済ませてしまふ。こちら辺で現実を思い返してみると、歴史的な都市においても現在と同様に「何でもあり」、ということを知ることができるのである。

なお、例外的に金沢の町並みでは町家の移築が数々確認された。これはおそらく

く加賀藩が布いた新築の制限令が大きく作用しているのであろう。

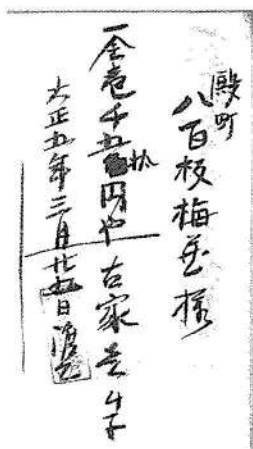
町場に移築は本当にないのか

現実には自分のちつぽけな想像や妄想、こうあつてほしいという願望を次々と凌駕し、蹴散らしていく。

本当に町場において「移築」は少なかったのだろうか。筆者が勤務する長岡の地は、ここ5年内で中越地震と中越沖地震、二つの激甚災害を体験し、これにまつわりさまざまな建築と出会うこととなった。

新潟県長岡市撰田屋で大正5(1916)年建築と確認された、町場に位置する住宅主屋で、被災後の改造に際する調査を実施した。普請帳が残り、これを紐解いていくと「古家」購入との文字が向こうから飛び込んできた。新しい家を建てるに際して古家を買入れているのだ。古家を別棟として用いたのでは、とも考えたが、その事実はないと主人に言われた。それでは「古家」は何のために購入したのであるか。答えは小屋裏と床下にあった。小屋束、母屋、根太など平時に目の触れぬ場所はいずれも古材であつた。しかも、ここでは旧の柱材などをそれらの部材に用いていた。「移築」と言えなくもないが、これを一般では「古材転用」

図4「古家寺ム子」の購入を示す普請帳(新潟県長岡市拱田屋)



と呼ぶのだろう。しかし、両者の境は極めて曖昧模糊だ。

一方、柏崎の市街地では中越沖地震発生の2カ月ほど前、土蔵造の町家主屋を調査した。柏崎の町に土蔵造が多いのは川越や高岡と同様、明治時代の大火が影響する。この町家も明治時代における大火直後の建築というが、土蔵は柏崎周辺の在から購入したとのことであった。確かに内部を見ると軸部、小屋組みに例の合致しない痕跡を数々確認することができた。なお、地震直後、この土蔵の倒れて果てた姿が全国に配信された。

このように町場においても移築はおこなわれていたのだ。しかも、後者、柏崎の事例を見ても分かる通り、農家と同様に町家でも大火後は特に、例の「安い」、「早い」、「うまい」の原則が最大限尊重されていた。一方、町場において橋本の事例で見たように移築自体は極めて少数ではあったが、前者の事例は「土材転用」という形で中古材の利用が広範におこなわ

れていたことを臭わせた。そう言えば、橋本でも小屋材は古材の利用が一般的であった。何を見ていたのだろうか、自分はその思い起こせばかつて見て、悩み果て、住宅の当主に泣きついた矛盾を含む痕跡の出自はここにあつたのだろう。

電気と地震

執筆に際し、「匿名の技術・経済としての」というお題を編集担当の方からいただき、それを題名に冠して書き始めたものの、なぜか本文は筆者の研究遍歴になつている。脱線ついで、最後に「移築」終焉のきつかけを考えておきたい。

それにはやはり「地震」が一枚噛むようだ。

移築が少なくなるのは昭和戦前期であった。その時期に何が起つたのか。これがまさに筆者が現在抱える研究課題であるが、結論だけ申し上げれば、「製材業の勃興」と「輸入材の流入」と考えている。それではなぜ、章題が「電気と地震」なのか。

製材機械の普及は幕末以来の歴史を持つが、一段の発展を見せたのは動力源が水力、蒸気から解放された、「電気」となつた大正時代以後と見るのが妥当のようだ。電気の引かれることとなつた各地では製材工場が雨後の筍のように開設され、

それが地域における建設需要を刺激した。機械製材は手挽の百倍余の能率ともいう。材木をより消費する態勢がここで整備された。

一方、十分条件となる消費される材木の供給は全国津々浦々、いや、この表現は材木に対して正しくはない。元い。木材は各地の山々から切り出され、さらに北海道材、北洋材、南洋材、そして米材の輸入が始まつた。その流れを決定付けたのが関東大震災とされる。震災後に政府は米材の緊急輸入を決めた。狭い地域の災害であれば柏崎で見たように、周辺からの移築などで住宅の復旧は可能であったが、如何せん規模が大き過ぎた。以後、価格の低い輸入材の大量流入が標準となつたのである。

つまりこの段に至つて木材の供給は大量生産が可能となり、大量消費を前提とする態勢が整い、その結果として移築や古材を利用する態勢は崩れ去つたと、今の段階では考えている。さて、著者の妄想は現実に追いついているだろうか。

●山平育男(ひらやま・いくお)

長岡造形造大学教授

1987年、早稲田大学大学院理工学研究

科建設工学専攻博士課程修了。博士(工学)。

博士(造形)。

日本中近世都市における土地と建物 特に建物先行型について

土本俊和

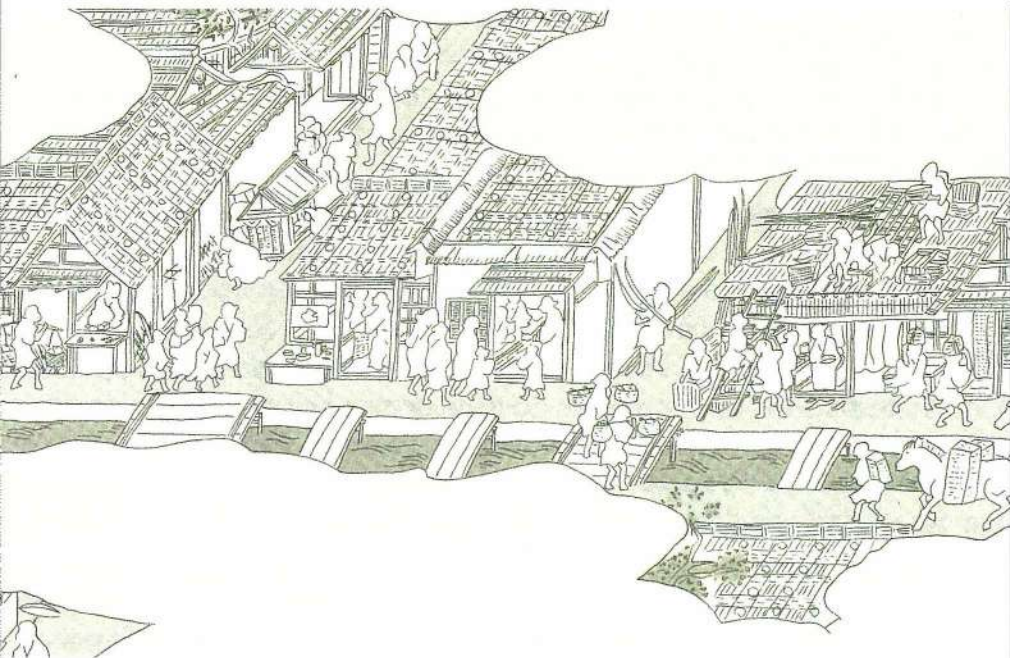


図1 塀にかこまれたマチヤ。図中央のマチヤは草で頂部が覆われた塀でかこまれている
(リライト：洛中洛外図屏風・東博模本・左隻2層より 出典：土本俊和「京マチヤの原形ならびに形態生成」)

都市の形態生成をさぐる

土地と建物の関係は、興味深いテーマの一つである。ここでは、特に建物先行型に即して、日本中近世都市の新しい見方を提示する。

まず、建物先行型に関わるテーマとして二つの論点がある。第一は、土地と建物の関係を都市のなかで歴史的に考察したものである。この場合、形態生成の型に、地割先行型と建物先行型を設定することができる。地割先行型は、土地の上に敷地割が形成された後、その敷地割にしたがって建物がたつものである。対して、建物先行型は、土地の上に建物がたつて、その建物の形態にしたがって後から敷地割が形成されるものである。これらのうち、興味深いのは建物先行型のほうであり、これに関する論考を建物先行型論とよんでいる。第二は、土地の上に建物がたちあがる際、どのような構造を祖形とみなし得るかという点を考察した

ものである。棟持柱が地面からじかに棟木を支える構造を祖形とみなした一連の論考を、棟持柱祖形論とよんでいる。この論点は、京都のマチヤがいかにしたちあがったか、という問いから出発した。地割先行型と建物先行型にかかわる第一の論考は、『中近世都市形態史論』（中央公論美術出版／2003年）にまとめた。第二の論考は、『棟持柱祖形論』として、刊行をすすめている。

では、建物先行型をのべる。主な対象は、中世後期から近代初頭までの京都であり、そのほかに奈良と松本城下町をとりあげ、英国の都市との比較もこころみだ。英国と日本を都市に関して比較すると、土地と建物の関係に差異がみられる。英国の中世都市をあつかった中世史家であるデレク・キーン Derek Keane の仕事は、都市不動産 urban property の実態を主に不動産証文 the deed に即して緻密に分析した作業が研究の骨格になっている。彼には、ウインチェスター Winchester とロン

ドンに関して、大部の研究成果がある。彼は、不動産証文がしるす内容が実際の都市や建物の形態と合致する点をかなり詳細に把握していた。私が英国のレスター大学 Leicester University にいた一九九八年に、ロンドンにある彼の研究室を最初にあずけたとき、私の用意していたメモのなかで彼が興味をこめたのは、都市不動産のなかで物的根拠が欠如した姿 *bone of drywall* であった。これは、土地や建物に関する実態をとまわらない不動産のあり方を想定したものであり、紙の上だけの都市不動産をふくむ。現実の実際の土地の上には紙の上にするされた内容とまったく異なる姿の建物群が立地している場合を想定することができるのである。後に、彼は自説を敷衍して私に、高度に発達した都市不動産が中世の京都にもあっただろう、とのべたこともあった。

キーンが想定するような、用途や床や壁や敷地境界といった実態をとまわらずに即して中世の京都にみとめるのは、むしろかしいのではないか。都市不動産の実態を詳細にしるした史料が中世京都にあつたとしても、それは紙の上だけの場合が想定される。史料がしめす土地の上には史料とは異なる別の姿の建物があつた可能性があり、この姿にちよびた所有が、紙にかかれた姿にちよびた所有と、ま

た別に成立していた可能性がある。実際の史料とは異なる、土地の上の別の姿が考古学的発掘調査であきらかにされた例がある。

原形と変容——独立屋か割長屋か

では、具体的に、建物先行型はどのような形態生成をしめしていたのだろうか。京都の場合、マチャとよばれる建物が通りに面して、隣家との隙間をほとんどもたずに、切妻平入りの建物が稠密にならんでおり、背後では個々の建物の敷地は塀がかこつている。一つひとつの敷地は、間口が狭く、奥行が長い、いわゆる鰻の寝床である。このような零細な敷地は、建物がたつ前に、あらかじめ形づくられたのではない場合がある。この場合が建物先行型である。マチャとよばれる建物が土地の上にとのようになつていたのであるか。たとえば、敷地割が個々の建物にあたるはずの形態的な秩序を建物群がもたずに、数多くの建物が土地の上になつていた場合を想定する必要がある。この場合、一つひとつの建物がどのような姿であつたのか、が問題になる。

問題は、建物が、独立屋であるか、それとも、割長屋であるか、にある。割長屋は、独立屋とは対照的に、隣の家と壁を共有した、屋根が一体の姿をなしている。マチャが独立屋であれば、個々の建物の周囲に敷地割があつても不思議ではない。逆に、敷地割があれば、建物は独立屋であるのが普通である。他方、マチャが割長屋であれば、割長屋を構成する個々の房に対応する敷地割はかならずしも必要ではない。逆に、敷地割がないほうが割長屋をたてる上で都合がない。

『中近世都市形態史論』以降の研究で、建物先行型の形成過程は、独立屋からも割長屋からも展開し得る、と結論を得た。これは、京マチャの原形ならびに形態生成（西山・藤田編『平安京の住まい』京都大学学術出版会／2007年）で提示した。その論点は、以下のとおりである。

まず、独立屋から変容した場合、建物の周囲に塀がある姿が原形と想定され、その後建物妻壁とその塀を一体化させたものがウダツに変容した。京都のマチャは棟持柱構造なので、妻壁は棟持柱をふくむ大壁の土壁になり、それがウダツとよばれるにいたつた。他方、割長屋から変容した場合、割長屋を構成する個々の房が個別に更新する過程を通じて、割長屋は個々の独立屋に徐々に変容していった。その際に、割長屋の界壁が棟持柱をふくむ大壁になつてくることによつて、割長屋の個々の房がばらばらになつても、一つひとつの房は個々の独立屋に移行し得た。

| | |
|------|-------|
| オク | トオリドマ |
| ナカノマ | |
| ミセ | |

図2 「京都型町家」の平面模式図

△

たとえば、三軒長屋を想定してみよう。この割長屋には三つの房があり、妻方向には四枚の大壁がある。建物の両脇二枚に割長屋の妻壁があり、内側に房を区切る界壁が二枚ある。かりに、まんなかの房だけがとりこわされ、その両側の二つの房のみがこつた場合、妻壁と界壁をもつ二軒の独立屋がのこり、この二軒の間に空地がのこる。さらに、この空地に新しい建物がたてば、三軒長屋だった土地には、三軒の独立屋がたちならぶ。まんなかにたつた建物は、両脇の建物よりも、新しくなるが、間口がやや狭くなる。現在、目にすることができる、京都のマチャの建築遺構は、ほとんどが独立屋である。しかし、割長屋から出発しても、このように、個々の独立屋に変容することができると。その際、個々の房の妻壁が堅固である必要がある。その妻壁は、棟持柱を内にふくむ大壁の土壁であったのであり、それがウダツとよばれた。実際、その姿が一七世紀前半の絵画資料にえがかれている。もし、割長屋がこのような堅固な妻壁をもたなければ、割長屋は割長屋のままであつたらう。このような妻壁が京都で形成されるのをうながしたのが、独立屋からの変容であつた。このように、一七世紀前半の時点で京都にて、独立屋からの変容と割長屋からの変容とが、近世京都のマチャとして統合された。

建物条件付き都市

では、日本中近世都市に視野をひろげると、土地と建物に関する論点のなかで建物先行型はどのように位置づけられるのであろうか。この点は、「京マチャの原形・変容・伝播に関する研究」(『住宅総合研究財団研究論文集 34、2008年3月』)に提示した。この研究で、建物先行型が日本の中近世都市をおよぼした作用の一例を具体的に考察した。このとき、日本の中近世都市のなかで大場修が指摘した「京都型町家」がどのようにして成立していったのか、という点を問題にした。京都の近世のマチャは、通りに面した平入りの建物であり、その平面はトオリドマとそれにそつた一列三室の床上(ミセ、ナカノマ、オク)からなる(図2)。大場は、このような形式で近世初頭に日本の主要な都市に移入されたものを「京都型町家」とよんでおり、日本各地のマチャの形式をリードする存在でありつづけたと「京都型町家」を位置づけている。このような「京都型町家」がみられる都市が日本中に分布している。この「京都型町家」が京都からであれば、京都を中心とした周囲分布がみられるはずである。しかし、「京都型町家」からなる都市は、京都を中心とした周囲分布をしめさない。また、安芸国宮島や上越高田城下町も

「京都型町家」からなる都市域をもつことが確認された。ただ、建築の詳細をみくらべると、宮島や高田城下町のマチャは一列三室のまんなかの居室にあたるナカノマが吹抜けになっているのに対して、近世の京都のマチャは、高田や宮島と同様に土間が吹抜けになっているものの、ナカノマが吹抜けになっていない。とはいえ、京都のマチャは、中世後期にさかのぼったとき、トオリドマをもつ一列三室型ではなく、中央に土間をもつ中土間型であり、中土間の両脇に床上がみられた(図3)。高田や宮島のマチャのようにまんなかが吹抜けとなる形態は、中世後期の京都のマチャにみられたに中土間型の中土間の残存である可能性があり、それが京都から伝播した可能性がある。この可能性が実際にみられたとしても、「京都型町家」をもつ都市域が京都を中心とした周囲分布をしめしていない点は説明されない。これを説明し得る仮説のひとつが、建物条件付き都市である。建物条件付き都市とは、都市が成立する初期段階で一定の形式をもつ建物が特定の都市域にうえつけられた場合をさす。「京都型町家」が京都から移入されたかどうかはともかくとして、「京都型町家」と了解される形態をもつ建物が都市形成の初期段階で特定の都市域にうえつけられたのであれば、



図3 マチヤの幾構え。鳥居型の口に暖簾がたれており、その奥に土間がみえ、その脇に床がみえ、角にたつマチヤの妻面には棟持柱がみえる（リライト：洛中洛外図屏風・東博模本・左巻2節より） 出典：土本俊和「京マチヤの原形ならびに形産生成」

その後、「京都型町家」からなる群がその都市域を母体として形成されたとしても不思議はなく、京都を中心とした周囲分布がみられなくても不思議はない。

最小単位としてのマチヤ

これを説明し得る仮説のもうひとつは、中世後期京都のマチヤが市立ての最小単位であった、というものである。市立てとは、モノの交換がおこなわれる場所と時間帯をあらかじめとりきめた上で、その場所に、その時間帯に、仮設的な構築物や移動性のたかい構築物を設置して、モノの交換がゆるされるべき時空間を設定する一連の行為である。市立ての具体例は、梅干野成央・土本俊和・岡本茂「近世小菅村の市立てと商人・村人」(日本建築学会計画系論文集) 611、2007年1月)で提示した。

中世京都のマチヤは、一つひとつがモノの交換のおこなわれる場所であるが、都市全域に散在していた点に特徴がある。また、その表構えと裏構えは同じ形で、ともに鳥居型の口をもつ点に特徴がある(図3)。オモテとウラにかまえられた鳥居型の出入口は、たとえば連積之大事「修験山伏の市立図」(伊藤正義「市庭の空間」、『中世の商人の世界―市をめぐる伝説と虚像 日本エディタースクール出版/1998年などに所収)がえがく、二つの鳥居にはさまれた、市立ての

場として場と構成が同じである。二つの鳥居にはさまれた場という描写からの類推により、二つの鳥居型の口にはさまれた空間も同様に市立ての場であった、との仮説がなりたつ。もし、この仮説が正しいければ、二つの鳥居型の口にはさまれた中世後期京都の中土間型のマチヤは、市立てのための最小の単位であった、といえる。

この二つの仮説を設定することによって説明可能となる事柄は、都市のあらゆる領域がある時間帯に限定されることなくモノを交換し得る場になった、という中近世京都の一連の変容過程である。

逆に、あらゆる都市域がマーケットになることがゆるされずに、限定された都市域のみがマーケットとされる例は、平安京の東市と西市や、沖繩の首里や、韓国ソウルにみられた。これらとは対照的に、中世後期京都にて場所と時間帯が限定されることなく市がひろがったのは、市立ての最小単位である、二つの鳥居型の口にはさまれた中土間型のマチヤが、土地の上にあまねく散在していった結果であろう。

特に安芸国宮島にみられる吹抜けをもつマチヤのなかの「オウエ」とよばれる居室は、藤田盟児が指摘したとおり、「中世末の町家の残像である可能性が高い」(藤田盟児「安芸国の港町」『日本民俗建築学会シンポジ

ウム 瀬戸内の小島に残る港町の保存の意義と活性のあり方」2007年)。このようなマチヤは、中世後期にマーケットのある領域に設定するために、設置された可能性がある。この場合、この種の都市域は建物条件付き都市であり、この場合の建物はマーケットの最小単位であった、といえる。

現時点ではまだ仮説の段階であるものの、京都のマチヤは市立ての最小単位であり、それが京都以外の都市にみられるようになったのは、その都市の形成過程の最初期に、特定の都市域に対する建物条件として、京都のマチヤの形をもつ建物が建物先行型にて採用されたことによる、との見方を構想することができる。日本中近世都市における土地と建物については、さまざまな論点がある。建物先行型という概念をもちいて考察をふかめていくと、仮説をふくめながらも、現時点以上の展望がなりたつ。

●土本俊和(つちもと・としかず)

信州大学工学部建築学科教授

1986年、東京大学工学部卒業。1988年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退。工学博士取得。1992年、東京工芸大学工学部助手。1993年、信州大学工学部助手、助教授を経て、2000年より現職に。

著書に、「復元日本大鏡6 民家と町並み」(共著、世界文化社)、「図集日本都市史」(共著、東京大学出版会)、「中近世都市形態史論」(中央公論美術出版)などがある。

動くすまいの権利

土地と建物の法的関係

森田芳朗

本稿では、動くすまいの権利について、土地と建物の法的関係から触れてみたい。すまいを巡る権利のありようは国や地域によってさまざまである。そのなかで、日本の制度とはどのようなものなのだろうか。

モービルホームパークでいま起きていること

動くすまいといえば、文字通り「モービルホーム」という住居の形態がある。アメリカでは1970年代の最盛期、新築戸建て供給量の3分の1を占めるまで普及したすまいの選択肢だが、その位置付けにはこれまで二つの変化があった。

(1) 乗り物から住宅へ

ひとつは「乗り物から住宅へ」の位置付けの変化である。

モービルホームは、自動車の大衆化とともに登場した旅行用トレーラー(写真1)



写真1 旅行用トレーラー (写真はエアストリーム社のバンビ1963年型)

が、1950年代以降、一般の住居向けに大型化したものである。しかし、正式な住宅としては長らく認められてこなかった。そのため一般の住宅地からは閉め出され、住宅ローンや保険の適用も限られた。防火性や断熱性など一定の性能に満たないモービルホームの存在も問題化する。これを正式な住宅として扱うため、

全米でモービルホーム向け建築基準法が制定されたのは、1976年のことである(名称も「マニユファクチャードホーム」と改められた)。ここでモービルホームは名実ともに住宅となった(写真2)。

(2) 動産から不動産へ

では、そのモービルホームは、トレーラー時代の気ままな移動性をいまでも発揮しているだろうか。そうではない。モービルホームの多くは「パーク」と呼ばれる専用の用地に設置され、定住型のコミュニティを形成している(写真3)。床下の車輪は囲いでふさがれ、その脇には玄関ポーチなどの外構部品が取り付けられる。思い思いの増築が加えられ、一見それとは見抜けないモービルホームも少なくない。こうして土地に定着したモービルホームに、近年もうひとつの変化が起きている。それは、「動産から不動産へ」の位置付けの変化である。

写真2(上) 出荷前のマニファクチャードホーム
 写真3(中) モービルホームパーク (インディアナ州)
 写真4(下) ROCの表示 (ニューハンプシャー州)



モービルホームパークを訪ねてみると、「ROC (Resident Owned Community)」、つまり居住者所有のコミュニティを謳った居住地に出会うことがある(写真4)。それは、住民の手にパークが取り戻されたしるしでもある。背景にあるのは、各地のパークが抱える借地問題である。モービルホームの居住者は、地主からパークを借りる借地人でもある。モービルホームパークの借地問題は、この地主と借地人の力関係のアンバランスから生まれる。たとえば、パークをショッピン

グモールに再開発しようとする地主が、居住者に退去を命じる。これに応じない場合には、水道・電気・道路などのインフラ改修の停止、さらには不当な地代改定に踏み切ることもある。一方で、モービルホームが動くことは難しい。まず、相当の工事費や運搬費がかかる。モービルホームがここまで普及したのは、その移動可能な特性よりも、むしろ価格面での入手のしやすさにあつた。居住者の中心は、中低所得者とリタイア層である。仮に移動を決意したところで、

次のパークがうまく見つかるとも限らない。受け入れを新品のモービルホームに限定するパークは少なくない。そうした状況への自衛策として、この「パークコンバージョン

ン」と呼ばれる土地所有権の転換は進められている。ばらばらだった建物と土地の権利を一体化することで、安定した居住の場を得ようとする動きである(36頁、図1)。

なお、このコンバージョンの後、パークの所有形態はどのようなものになるか。これには、①居住者出資の住宅協同組合が土地・建物を包括的に所有する「ハウジングコウオペラティブ」、②土地は非営利のトラストが一括所有する「コミュニティランドトラスト」、③近年日本でも導入が探られている「ホームオーナーズアソシエーション」、④区分所有マンションと同様の住宅所有形態である「コンドミニアム」などが採用されているようである(図2)。いずれにしても、独立住宅だけからなるモービルホームパークだが、将来の環境保全のしやすさという観点から、その所有形態は「共」の主体が介在する複合的なものとなっている。

日本の民法に入らなかった二つのもの

さて、ここで不思議に思われた方も多いと思うが、モービルホームの居住者の立場はどうしてこれほどないがしろにされてきたのか。まるで月極駐車場の利用者ほどの権利の弱さである。それは、モ

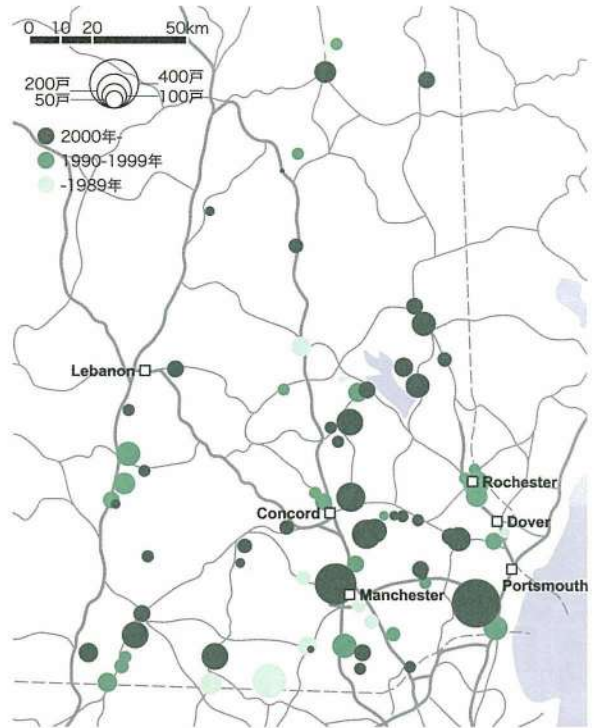


図1 ニューハンプシャー州におけるモービルホームパークコンバージョンの実績。パークの借地問題への対応がいち早く起きたニューハンプシャー州では、1972年、モービルホームの住民連合組織MOTA-NH (Mobile/Manufactured Home Owners & Tenants Association of New Hampshire) が、1983年にはパークの自営化を支援するNPO団体NHCLF (New Hampshire Community Loan Fund) が設立された。両者は売却・再開発に直面したパークの先買権を住民に与えるよう州議会に働きかけ、1988年、これが州法に盛り込まれたことで、パークコンバージョンの下地が整う。NHCLFは、パーク取得のための低利ローンを提供し、また将来の財務管理や環境整備に必要な専門知識を供与する。この支援を通じたパークコンバージョンの実績は、1984年から2008年の25年間で計92事業(5,186戸)を数える。その多くは100戸未満のパークを対象としたものだが、2000年以降はより大規模な事業も現れている。

ービルホームという住居形態に与えられた位置付けのあいまいさによるものがあるが、借地という権利形態そのものがアメリカでは極めてまれだったことによるといった方が正しい。

(1) 土地と建物の関係

いうまでもなく借地という形態は、土地とその上の建物が異なる所有者のものとなり得ることを前提としている。しかし、この前提が必ずしもすべての国々に当てはまらないことには注意したい。アメリカのほか、古代ローマ法を継受したヨーロッパ諸国、またそれらの植民地となった国々の多くでは、土地とその上の建物は一体不可分の財として扱われる。そのため、両者を切り離して取り引きすることはできない。このことを、法律の用語で「付合」という。建築用材は、たとえそれが第三者のものであっても、建物の構成要素である限りは建物に付合する。建物の所有権がそのよりどころとなる土地に吸収されるのも、ローマ法以来の付合の原則である。この点、日本では土地と建物の間に財の切れ目がある。

実はこの「建物は土地に属する」という法律上の構成は、ヨーロッパ法を手本に編まれた日本の旧民法にも、草案の段階では盛り込まれていたものである。し

かし、日本の慣行になじまないという理由から覆された経緯がある。移築・解体の容易な木造家屋が大半を占めた当時、物理的にも土地との結合度が低いとする見方はあつたらう。実際イギリスやドイツでも、木造家屋が主流だった中世初期まで、土地と建物は別個の所有物とみなされていたという。

(2) 隣り合う建物同士の関係

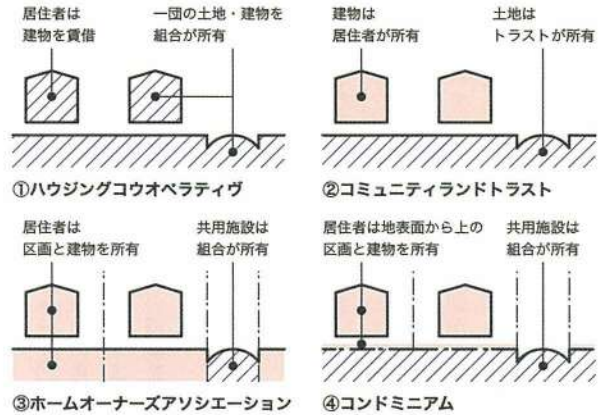
ちなみにもうひとつ、日本の民法に一度は加わりかけながら、結局見送りとなった都市建築の規定がある。それは、隣棟間の壁に関するものである。

建物が隣地境界上の壁を介して連続するところには、その壁の扱いを定める規定がある。そこには何が記してあるか。フランスの民法を見てみると、隣地境界に立つ壁一般は、両側の家主の共有物とみなされる。家主の双方は、壁の厚さ全体に手を加える権利、たとえば梁を架けて床・屋根を支える権利、もとの壁を嵩上げて上階に建て増す権利を持つ(逆に言えば、それに応じる義務が隣の家主にはある)。

イタリアでも、同様の定めが民法にある。フランス法との共通点も多いが、独自のルールも盛り込まれている。ユニークなのは、建物が隣と離れて建つ場合、最

図2 コンバージョン後のモービルホームパークの所有形態

- ①ハウジングコオペラティブ (housing cooperative) : 居住者出資者の住宅協同組合が団体の土地・建物を包括的に所有する。居住者個人としては、この組合から住宅の専用権を与えられる立場にいる。
- ②コミュニティランドトラスト (community land trust) : 建物は個々の居住者に帰属するが、土地は非営利のトラストが単独所有する。
- ③ホームオーナーズアソシエーション (home owners association) : それぞれ建物が立つ区画は個人所有とし、道路や広場、共用の設備などは組合所有とする。
- ④コンドミニウム (condominium) : 一般に、それぞれの区画を専有部分、その他の共用施設を共有部分とみなす。結果的にはホームオーナーズアソシエーションによる所有形態と近い構成となるが、コンドミニウムでは一般に地表面から上のみを専有部分として扱う点異なる。



日本旧民法の起草者は、火災延焼の恐れのある木造家屋は別として、土蔵やレンガ造などの耐火建築物には、このフランスとイタリアの民法規定を充てようとした。しかしその案も、そうした建物自体日本ではまれだという理由から、最後は取り下げられている。その代わりに定められたのが、現行の一律50cmの距離保持義務である。

低1・5mの空気が確保されなければならない。これを守らなければならない。このすき間の部分の建築権が隣の家主に移ってしまう。このルールがある限り、敷地の限られた都市部では、建物をつなげるという選択肢以外はとりにくい。わずかなすき間を設けても、やがて隣家が埋め戻してしまいうからだ。建物が自己的につながらしかけが、そこには埋め込まれている。

土地と建物の間の付合の関係、また境界壁を介した相隣関係。この二つが民法に入らなかつたことは、日本の都市空間をどう方向付けていったか。法学者の渡辺洋三は以下のように述べている。

かくて、日本の法制のように、建物を土地と別個な不動産として法的構成することは、土地を、そのうえの建物の資本価値から引きはなして、土地それ自体に価値をもたせるといふ考えを前提としているのであり、建物資本所有にたいする土地所有の圧力をものごたるものである。すなわち、建物を土地と別個な独自の不動産とすることは、一見、建物の独立性を尊重するかにみえて、実のところは、建物所有権を土地所有権に従属させるものにはかならない。

建物に認められる価値の、土地に対する極端な低さ。それは建築の自由度の高さと相まって、日本特有のスクラップアンドビルドを助長したともいえる。この点で、土地建物非一体の評判はあまりよくない。

こうした権利のありようを、むしろポジティブに受け止めて、これからの日本の都市を思い描くことは可能だろうか。

見方によつては、日本には欧米にない「借地人」が存在する分、ハウジングの主

体の種類がひとつ多い。そのことは、住宅のアフォーダビリティを一面で支えてきたともいえる。問題は、それが世代を超えて安定した居住環境をかたちづくるかどうかにあるだろう。賃貸借における補償の問題など、継続的な住宅への投資を妨げる要因もある。これには、「つくば方式」などの仕組みも出ているが、まだいろいろな芽があるのではないかと目を光らせていきたい。

【参考文献】

- 1/松村秀一『住宅』という考え方―20世紀的住宅の系譜―(東京大学出版会/1999年)
- 2/森田芳朗『米国ニューハンプシャー州におけるモービルホーム/マニファクチュアドホームの借地問題とパークコンバージョンの動向』(日本建築学会大会学術講演梗概集)(2009年)
- 3/三森麻里子・安藤正雄『都市の住宅における土地・建物の所有概念に関する歴史的考察―ローマ法的所有概念とは』(日本建築学会大会学術講演梗概集)(2000年)
- 4/三好登『土地・建物間の法的構成』(成文堂/2002年)
- 5/吉田克己『民法二三四条と接境建築』、『民法学の軌跡と展望』(日本評論社/2002年)
- 6/渡辺洋三『日本の社会と法(財産)』(日本評論社/1965年)

●森田芳朗(もりた・よしろう)

東京工芸大学准教授
 1996年、九州大学工学部卒業。1998年、九州大学大学院工学系修士課程修了。2004年、東京大学大学院工学系研究科博士課程修了、博士(工学)。東京大学大学院工学系研究科COE研究員、東京大学大学院新領域創成科学研究科客員共同研究員、千葉大学大学院工学研究科助教を経て、2010年より現職に。

都市の持続と曳家の技術

明治大学建築史・建築論研究室 石樽督和

取材ルポ

曳家業の現状とその歴史をレポートするにあたって、明治大学建築史・建築論研究室では社団法人「日本曳家協会」会長であり株式会社「恩田組」取締役会長である恩田忠彌氏にお話をうかがった。また、「日本曳家協会」事務局長の塚本英敏氏にも取材にご協力いただいた。株式会社「恩田組」は明治24年創業の東京都千代田区に本社をおく曳家業者であり、恩田忠彌氏はその3代目である。本稿の内容はすべて恩田忠彌氏のお話と、日本曳家協会のご協力にもとづくものである。ご協力くださった皆様に心から感謝申し上げます。しかしながら、内容の選択と本文の責任は筆者にあることを申し添えておく。

はじめに

建物などの重量物を解体せず、原形のまま移動させることを曳家^{ひきか}という。建物を土地から切り離し、自由に再配置できる曳家の技術は、都市とすまい、そしてそれを取り巻く権利の持続を考えるうえで極めて重要である。

曳家技術の原点は、物を持ち上げる「ごころ」と、物を移動させる「ごころ」であり、ピラミッド造営にも用いられた技術である。「ごころ」は手巻きジャッキ、油圧ジャッキ、空圧ジャッキへと変わり、今では同調制御付きジャッキが使用されている。「ごころ」は木製から鉄製へと変わり、今はほとんど車輪が使われているというが、原理は変わっていない。現在、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、石造といったほ

とんどの建築物を曳家することが可能であり、住宅であれば住人が生活したままの施工が可能であるという。

ここでは日本において、いつ「曳家」が誕生したかということから、現在の曳家の状況、そして、その技術が生きる幅広い仕事や、都市やすまいといかに関わっているかを紹介する。

曳家の業としての成立

日本の民家はもともと和小屋で、建物を動かす必要が出てきた場合は解体して移築することが一般的であった。

曳家の技術は江戸時代には存在したが、よほどの町場の商家でない限りおこなわれなかつたという。曳家が業として成立するのは明治時代に入り、馬車が普及し始めてからである。江戸時代につくられた道は馬車が通行するには極



図1 区画整理に伴う住宅の曳家。近年のハウスメーカーの住宅はベタ基礎のものや、土台がないものが多い。そういった住宅は基礎共の移動工法で曳家される。(写真提供=日本曳家協会)

めて狭く、曲がりくねった道や、行き止まりも多かった。そのため明治以降、道路拡幅、区画整理がおこなわれ、道路の整備が進むのだが、同時に建物を動かす必要も出てきた。そうして、建物を動かす曳家技術の需要は増し、業として成立していったという。

では、建物を移動させるという点で共通する解体移築と曳家はいかに使い分けられてきたのか。どちらで建物を動かすか選択する際に、まず問題になるのは移動距離である。移動距離が長い場合は解体移築が選択される。次に問題になるのは移動路である。たとえ移動する先が、現在建物が建っている場所からそれほど離れていない場所であっても、曳家で通ることのできる幅が移動路に確保できなければ曳家をすることはできない。さらに問題になる

のが電線や電話線などの架線である。曳家をする場合、道路上の移動が技術的に最も簡単だというが、日本で道路上を曳家する場合、建物が架線に当たらないように配慮しなければならない。海外では建物に車輪を付けトラレー¹で牽引する事例や、建物ごとトラックに積み運ぶ事例が存在するが、それらを可能にしているのは移動路の幅が広く架線がないことである。

以上は物理的な問題だが、もうひとつ解体移築か曳家かを選択するうえで問題となるのはコストである。一般的に解体移築にかかるコストは新築と同等、曳家にかかるコストは新しい基礎を含めても新築の1/3とされ、このコストの比は昔も今も変わらないという。しかし、「恩田組」創業者恩田忠吉氏の現役時代である明治後半から大正にかけては、年間2件の曳家施工をおこなえば会社を経営できたとい、そのことから考えれば、建物の価値は変化しており、解体移築と曳家のコストの比が変わらないからといって、コストを考慮した選択に変化がないとは言えない。

曳家を施工する職人

曳家の仕事は鳶の分野に属する。戦前における鳶の仕事や風習を伝えてくれる資料に、関口亀次郎「鳶古来ノ風

習」(昭和10年)*がある。この中に記されている鳶の仕事は、突固め、杭打、下小屋、工事場廻りの矢来、井戸替、下水の掃除、曳方、火事に行く、建方である。曳方の章では、稲荷様を牛車で運んだこと、家を曳家したことが記されており、曳家が伝統的な鳶の仕事のひとつとしてあげられている。元来鳶の仕事であった土工、杭、足場、重量鳶、解体、曳屋(重量物の移動運搬)、沈下修正等は、現在それぞれに専門分化し、一般の鳶は曳家や重量鳶、材料を運ぶ仕事などはあまりおこなわなくなってきたという。

しかし、現在でも一般的な木造住宅の規模であれば年間数件程度曳家をおこなう高業者は全国に存在しており、そうした鳶業者を含めれば国内において曳家をおこなう業者は3000社程度存在するという。そのうち、常時施工をおこなっている曳家業者は150社、大手業者が10社程度であるという。明治時代に誕生した曳家業は、関東大震災の復興における区画整理、戦災復興の区画整理ではおおいに活躍し、高度成長前には現在の3倍ほどにまで業者数が拡大した。しかし、高度成長以降スクラップ・アンド・ビルドが当たり前となり、保存の業界である曳家業は激減していったが、現在でも最盛期の1/3もの業者が残っている。

多岐にわたる曳家の職能

曳家業は、建物などの重量物を原形のまま運ぶという技術に特化した鳶から専門分化した職業であるが、その職能は多岐にわたる。

近年おこなわれた曳家で最もよく知られているのは、旧総理大臣官邸の工事であろうか。歴史的建物がともと建っていた場所とは別の場所で、保存・活用されている例である。1棟だけでなく、都市計画と同時に、まさに残る何棟かの土蔵を曳家して、ひと地域に集め改修し、保存しながら観光の目玉にしようという長野の小布施のような例も存在する。

歴史的建物でなくとも、建物の持続を考えれば曳家の技術は極めて有用である。耐震補強では、嵩上げや曳家をおこなうことよって強度の高い基礎に変えることも、免震構造に変えることも可能である。また、経年劣化した土台や柱の交換・修正の仕事もおこなっているという。

お寺や神社の下が駐車場や集会場になっているのをしばしば見かけるが、それらは建物を持ち上げる曳家の技術を用いて始まったもので、高度成長後に流行したという。同様に住宅を持ち上げて、下に駐車場をつくることもある。また、日当りを良くするために、家

の向きを変えることもあるという。家を動かす理由としては極めて日本的である。

区画整理・道路拡幅・遺産相続

曳家がおこなわれる理由は多岐にわたるが、現在、曳家が要請される理由で最も多い三つが、区画整理、道路拡

幅、遺産相続であるという。東京において曳家が最も活躍したのは関東大震災後の区画整理、戦後復興の区画整理においてであったというが、現在でも曳家がおこなわれる理由として最も多いのは区画整理だという。2番目に多い理由は道路拡幅である。道路拡幅のための事業用地と建物が建

古民家の移動と改修工事



①移動前



②補強鋼材腰付作業

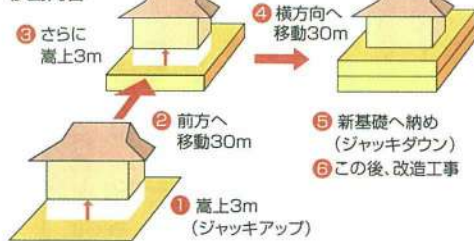


③ジャッキアップ

建物面積 1階:74坪、2階:49坪=計123坪

移動工法 腰付移動工法(上腰工法)

移動内容



岩手県一ノ関市の丸東工務店施工の古民家の曳家。

一ノ関市で水害対策のために遊水池が計画された際に、この住宅が水位の範囲になってしまったため曳家がおこなわれた。この移動工事では、左図のように合計60メートルの水平移動と、3メートルの嵩上を2回おこない、住宅を施工前の敷地から6メートル高い丘の上へ移動した。(工程①~⑥写真提供=日本曳家協会)



⑥横移動開始



⑤ジャッキアップ



④移動

っている土地が重なってしまった場合、再築工法・曳家工法・改造工法・除去工法の中から、それぞれの建物の条件を考慮した上で妥当と思われる移転工法が決定され、その方法による移転費用が行政によって補償される。このとき、曳家工法が選択され、施工される場合が2番目に多い理由である。

注目したいのは、区画整理の場合も道路拡幅の場合にも、曳家工法にしかできないことがあることだ。それは、建物の権利をそのままの状態ですべて持たせることである。建物に関する権利には、地権者・借地人・借家人とあるが、さらに又貸しされ、権利が複雑に入り組んでいる場合、壊すことができない。建物に関する権利をそのままの状態ですべて持たせようとすれば、そのまま動かすしかないのである。建物にいろいろな人が、いろいろな関係で権利を持っているようが、建物ごと動いてしまえばそのまま権利もくっついて動くのである。権利が複雑で整理できない場合、強制執行で曳家がおこなわれることもあるという。

以上二つの理由は都市的な条件から土地が動き、それに伴って建物も動くというものであったが、3番目に多い理由である遺産相続はその逆で、土地を動かすために建物が動くというものである。

遺産相続で曳家がおこなわれる理由のひとつは、相続者で土地を分割する際に、上に建っている建物を一方の土地に寄せるためである。一方は分割した土地とともとの建物、一方は分割した土地として分ける。もうひとつの理由は、相続税を払うため、建物を曳家し敷地内に切り売りできる空地をつくるため、敷地の一部を切り売りし、そのお金で相続税を払い、残りの敷地とともとの建物を残すのである。

曳家がおこなわれる理由として最も多いのが以上三つの理由である。しかし、曳家の技術が活躍するのは、曳家をおこなうときだけではない。曳家の仕事を作業割合でいうと、建物を補強し持ち上げる準備作業が50%、曳く作業が30%、曳いた先で据え置く作業が20%であるという。このうち、建物を持ち上げる準備作業に注目すると、その技術が最も活躍するのは大震災後の被災地である。

震災と曳家の技術

地震が起きると、曳家業者はすぐに現地に召集されるといふ。地震により地盤沈下した建物や、歪んだ建物を補強し持ち上げて元の状態に修正するには、建物を持ち上げる曳家の技術が不可欠なのである。多くの場合、ゼネコンやハウスメーカーからの依頼で、宿

舎やホテルが用意され現地に入る。まず、倒れていない建物を倒れないように補強し、沈下修正や歪み直しを曳家業者がおこなう。その後ゼネコンやハウスメーカーが建物の修復をおこなうという。個人からの依頼であっても、震災時は数社の工務店と提携しゼネコンなどの仕事と同様、沈下修正は曳家業者がおこない、建物の修復は工務店がおこなう体制をつくるという。

震災後、応急危険度判定により赤色や黄色の判定ステッカーを貼られた家屋であっても、まず壊れないように補強し、その後直していく。その費用は、取り壊して新築する費用に比べ1/5程度で済むという。また、半壊や全壊指定を受けても、壊さずに直せば建物の権利は残るのである。

高度成長以降、阪神・淡路大震災まで、行政の方針は震災で壊れた建物は取り壊し、再建させる傾向にあったというが、阪神・淡路大震災後に資金の目処が立たず再建できない土地が多く残ってしまった。そのことが要因で、その後の震災時にはできる限り建物を修復し使用できるように変化し、曳家の技術が活躍する場も広がったという。また同時に震災時以外でも、景気が低迷したことにより新築するよりも、今の建物を保存し使っていくという意識が高揚し、1995年以降曳家の需要



⑥基礎へ納め、改造工事



⑧移動（基礎前）



⑦横移動

曳家業界の今後の課題

が戻りつつあったという。

復調しつつあった曳家業界であるが、ここ数年状況がまたがらりと変わったという。その原因は、2005年の耐震強度構造計算書偽装事件である。

曳家は建築行為にあたるため、現在の建築基準法では、曳家の際には建築確認申請が必要である。しかし、耐震強度構造計算書偽装事件以前はほとんどの曳家はどの行政であろうと、建築確認申請なしでおこなわれていたという。

事件後は、どの曳家工事も法令を遵守するため建築確認申請をおこなうようになった。しかし、建築確認申請を取るようにになると曳家をおこなうことが極めて難しくなり、施工件数が激減したという。曳家はもともと建物が建っていた敷地から少しでも出ると、新築と見なされ、新築同様の建築確認申請が必要になる。そうなると、多くの建物が既存不適格であるため、耐震強度構造計算書偽装事件後の改正法規の規定に適合させるために大幅な改修が必要となり、曳家をおこなうのは困難になるという。

同一敷地内での曳家であれば移転とみなされる。行政例規（昭和26年9月19日建設省住指発第838号）*によると、

移転として既存不適格建築物を曳家する場合は、それぞれの事例によって程度は異なるであろうが、建築物全てが現在の建築基準法への適合を要するわけではないので、別の敷地へ曳家し新築とみなされる場合に比べて問題は少ないという。

区画整理における曳家は、この行政例規（昭和26年9月19日建設省住指発第838号）が発せられるまで、区画整理組合内であれば同一敷地内の移転とみなし、建築確認申請なしでの施工が認められていた。曳家業界全体として区画整理時は確認申請が必要ないという意識が強く、行政例規（昭和26年9月19日建設省住指発第838号）がしっかりと認識されていなかっただけに、近年までほとんどの曳家が建築確認申請なしでおこなわれるという状況が続いたと考えられる。既存建物の持続を考える際、その選択肢は多い方がよい。曳家工法がその選択肢のひとつとして、今後も残っていくためには、曳家を考慮した法の整備が急務であると考えられる。

もうひとつ、曳家業界における今後の問題は十分に漏れず後継者不足である。曳家の仕事は床下、地中での人力に頼る重労働であり、非常にきつく、怪我や職業病が絶えないという。また、その仕事は職人の経験に基づくカンが要

求されるため、後継者の養成は簡単ではない。

日本曳家協会は以上のような課題に対して、耐震強度構造計算書偽装事件後の改正法規の変更を行政に働きかけ、職人育成に関しては協会認定の曳家技術士を国家資格化する取り組みをするなど、非常に精力的に活動されている。今後の更なる活躍を期待したい。

今回紹介しただけでも、都市において曳家技術が果たす役割は相当に多岐にわたる。このルポで、その意味をまとめることはできないが、継続的な調査を今後ともおこなっていきたいと考えている。

〈註〉

- *1 建物だけでなく鳥居や大木、塀やブールなどどんな重量物でも曳家可能である。住みながらの曳家は、電気、電話は線を延ばし、上下水道は耐圧ホースを接続するなどすることで可能となる。ガスに関しては、1〜2mの曳家であれば東京ガスが対応してくれるが、それ以上の距離を曳家する場合はガスを止めて、リースの電磁機器で生活を担保するという。
- *2 清水組本店「清水組諸職人差出帳」（清水建設広報室、1978年）
- *3 川崎市役所まちづくり局指導部建築審査課で、移転に関する通達はこの行政例規（昭和26年9月19日建設省住指発第838号）以外ないことを確認したが、さらなる精査が必要かもしれない。

●石榑督和（いしぐれ・まさかず）

明治大学理工学研究科建築学専攻博士前期課程。建築史・建築論研究室所属。2009年、明治大学理工学部建築学科卒業。

孫の設計図

櫻井孝穎

建築家を目ざして大学に通っている孫がいる。先日遊びに来て「この家に飽きたら、次はどんな家に住みたい」と聞く。「その時は僕が設計してあげる」。この家は六十歳を過ぎてやっと建てた。設計者に細かい注文を出し、隅々まで私の思いが込められている。建てかえる気など毛頭ないが、君が設計するというのなら、一寸難かしい注文をつけてやろう。

「詩情あふれる家を建ててくれ」と言った。孫は何のことやら分からずきよんとしている。具体的にどうということ。

詩歌の棲む家

例えば門。

人入ひといって門のこりたる暮春ぼしゆんかな（芝不器男）

人が吸い込まれるように門を這入はいって、消えてしまった。晩春の頃の空虚感。その不思議さの実現に作者は腸はわたをしぼった。ノートに四十句以上消し去っているという。

門を入ると庭がある。そこで誰かがシャボン玉を吹いている。

シャボン玉の中へは庭は這入はいれません

まわりをくるくる廻まわつてゐます（ジャン・コクトー）

シャボン玉の半透明でつややかな表面に映った庭の風景を、こう表現した詩人の機智が楽しい。庭にはたくさんの花が植えられ、春が来ると蝶が舞う。

二つ折の恋文が、花の番地を捜している。（ジュール・ルナール）

詩歌は敷地の中にあちこちに、ひっそりと或は華やかに棲んでいるのだ。家に入る。まず私の大好きな風呂場に行つてみようか。

ささうぶ湯ゆやささうぶ寄よりくる乳ちのあたり（加舎白雄）
除夜じよやの妻白鳥のごと湯浴ゆあみ（森澄雄）をり

裸身の女性が醸し出す静かな色気を、「白鳥のごと」と描写した。この情景を材料に短篇小説が書けそうだ。

私は若い頃から長湯が好きで、日曜日は朝から昼近くまで漬っていた。上半身を湯から出し、通信販売で買った浴室用読書器を目の前に置く。浴槽の端から端へ渡した平らな棒に溝を彫って、鏡をはめ込んだ木板を差し込んだものだ。お陰で湯に漬かりながら髭が剃れる。鏡を裏返すと本が置ける溝がきざまれている。水中の書齋でたくさんの本を読んだ。少しのぼせていたせいか、内容は殆ど覚えていない。のぼせていない時も、読んだことはすぐ忘れた。読書とはそういうものだ。だがそれはポケットに小銭を入れる作業に似て、続ける内に次第に洋服が重くなってくる。私達は重さを意識することはない。心の骨格が次第に太くなつていくからだ。私にとつて読書は疑いなく運動性肥料であり土壌改良剤であった。

だがいくら読書が好きでも、長く続けていれば飽きてくる。風呂場の窓辺に本を投げうとうとしていっていると、遊びに来ていた幼い孫達が裸になって喊声かんせいをあげ浴槽に飛び込んでくる。

わらんべわらんべの溺おぼるるばかり初湯はつゆかな（飯田蛇笏）

まさに至福の一瞬だった。

この家には和室がひとつだけある。建てた時母は入院中だった。いずれ退院してくると願っていたが、八年間施設や病院を転々とした後亡くなった。遺体は病院から直接斎場に運んだので、母は一度もここで休んでいない。新品の座卓が使われたことは一度もなかった。購入以来、壁に立てかけられたままだ。

今、和室で寝る者はいない。私は数年前に腰を痛め正座が出来ない。畳から立ち上るのもひと苦勞だ。妻は長年のベッド生活に慣れ、布団の上げ下げを嫌う。

盃蘭盆が来ると、私は和室の真ん中で胡座をかき、仏壇下の戸棚から取り出した岐阜提灯の組み立てにかかるとどこからか死者達がわらわらとあらわれ、座敷が賑やかになるような気がするのだ。仏壇に納められた過去帳には、二桁の戒名が並んでいる。明治十三年に亡くなった人も入っている。死者達は皆饒舌である。私をとり囲み手元を眺めながら、あいかわらず器用だねとか、組み立ての順序が違うよとか、私をだしにして遊んでいる。

和室と外気を仕切っているのは白い障子である。障子には多くの詩歌が宿っている。

雀来て障子に動く花の影（夏目漱石）

ふりむけば障子の棧に夜の深さ（長谷川素穂）

何年かに一度、障子を貼りかえるのは私の仕事だ。一日がかりで破り、洗い、貼る。

青桐あをきりに洗い障子をたてかけぬ（滝井孝作）

「障子洗う」は秋の季語。青桐との「うつり」が良いと、山本健吉がほめている。

江分利満氏の優雅な生活

障子の外には、何本か樹木を植えた。障子越しに木々が騒ぐ音を聴くのも楽しい。

わが屋戸やどのいささむらたけ群竹吹く風の音のかそけきこの夕かも（大伴家持）

私は山口瞳が直木賞を受賞した『江分利満氏の優雅な生活』を読んで、この和歌の存在を知った。昭和三十七年六月のある日曜日、江分利一家は日吉の慶應義塾大学のグラウンドに出かける。メインスタンドに腰をおろす。一家の他には木陰に寝そべて動かないアベックが一組いるだけだ。物音がしない。時々、風が来る。

江分利はおもむろにウイスキーのキャップをとる。飲んでいるうちに江分利のまわりにある情緒がただよいはじめる。「わが宿の……」と江分利はつぶやく。あとがわからない。何か気分のいい歌だったはずなのに思い出せない。江分利は昭和十二年頃の神宮球場の喧噪を思い出しながら、ひたすら飲む。あの頃の学生達はどこへ行つたのだろう。半数は戦死したのだろうか。ウイスキーをラップ飲みした時、突然続きを思い出す。そうだ「この夕かも」だ。「音のかそけきこの夕かも」だ。

私は本屋に行き、「万葉集」の中にこの歌を見つけたが、「かそけき」の意味がわからなかった。今あらためて辞書を引くと「幽かそけ」とある。光・色・音などがかすかでも今にも消えそうなきま、と書いてある。大岡信の解説によると、この歌は千年余りも無視されていた。大正初年に至つてこの歌の「かそけき」の滋味、憂愁が窪田空穂によつて注目され、評価がうなぎ上りになったという。

作品の中で江分利満氏は、東西電機の社宅に住み、同じ敷地内の社宅に住む同僚と、金網の塀を高くすべく、会社と如何に交渉するか作戦を練る。同じ頃私は西宮市の社宅に住んでいた。生まれてから二十八年間古い日本家屋に住み、この時が最初の転宅だった。その後家族と仏壇を背負いながら七回引越して、ようやくこの家に落着いた。やれやれだ。ここが終の住処になることを心から願っている。

ブレナム宮殿

話を聞いている孫が、一寸溜め息をついて言う。「おじいちゃんの注文を全部取り込もうとしたら、広大な敷地が要るね。まあそうだ。本当は広い家に

住みたかったが、資力が伴わなかった。

私は、二十年程前に訪れた英国の名宰相ウインストン・チャーチルの生家を思い出す。あれは豪邸などというものではない。城だった。オックスフォードの北八マイルに存在するブレナム宮殿の敷地は、日本の平均的ゴルフ場六個分より広いのですと、ガイドが言う。宮殿の正面から地平線に向って一直線に丘を登ってゆく道を、作業着姿の若い男女が馬を並べて進んでゆく。あれは管理人達です。彼等は毎日馬で敷地内を点検して廻るのです。森の木々は盛んに繁り、芝生は足を踏み入れるのを躊躇するくらい清潔だ。建物は教会まで内設した豪壮な構えだが、それとこの豊かな自然環境がチャーチルを育てたのだと思う。彼は少年時代劣等生だった。画一的テストに向かない性格だったが、ここで暮らすうちに、壮大な気宇と不屈の精神を得た。少年の頃、友達に向って早くも次の様に言つてのける。

「僕たちはみんな虫だ。しかし僕だけは……虫だと思わないだ。」

チャーチルは一九四〇年首相に就任、ヒトラーを撃ち、スターリンと対峙して一步も引かなかった。第二次大戦後一旦失脚したが、六年間離伏の後、七六歳で再び首相に選ばれる。私は、晩年病気のチャーチルを見舞ったニクソン副大統領(当時)の文章を時々読み返す。そしてその都度勇氣を得る。

「……私が立ち上がると、チャーチルはどうしてもドアまで送つていくと言つて聴かない。椅子から助け起こされ、両側から支えられながら、よろよろと廊下を歩いた。表のドアを開けたとたん、日もくらむようなカメラマンのライトが当たった。瞬間、チャーチルはしゃんと立ち、両側から支えている人を押しつけた。私は、その瞬間の光景を忘れることができない。ぐいとあごを突き出し、目を輝やかせたチャーチルは右手を高く揚げ、あの有名なVサインをしていた。最後の最後まで、カメラの前では、チャーチルは英雄だった。老齢は、彼の肉体を蝕んだかもしれない。だが精神は、ついに衰えることがなかった。……」

このドアがもし残つていれば、私の家につけたいと思う。

小さな書齋

ニクソンは世界の指導者やその家族達と何度も会つてゐる。ある時、フラ

ンス大統領シャルル・ド・ゴールの息子の案内で大統領時代の書齋を見せてもらい、その簡素なたたずまいに感銘を受ける。第二次大戦の敗北からフランスを立直らせ、仏独和解をなし遂げた男は、その孤高な外貌に似ずよき家人であった。彼は家庭と職場を厳然と分け、一日の仕事を終えてエリゼー宮の居住区に引揚げると、補佐官はもはや翌日まで連絡をとることが出来なかった。大統領職に終りはあるが、家庭は永遠と考へていたようだ。そういう人にとつて執務室の大小など、どうでも良いことだったろう。

私は順境が人を育てると思つてゐた。大きな器で育てれば、大器量人が育つ。だが、逆境が人を育てることもあるらしい。若い頃、ド・ゴールは逆境に事欠かなかった。第一次大戦では重傷を負つて戦場に放置され、捕虜となつて長く幽閉された。一人人は何によつて育つか。ド・ゴールは例外か。それともチャーチルが例外か。両者共例外なのかも知れない。

ド・ゴールの書齋には豪華な調度も高価な絵画もない。古い机、椅子とおんぼろのタイプライターとわずかな遺品があるだけの部屋を見学したニクソンは、偉大な指導者は大きなオフィスによつて客を圧倒しようなど思わないと書く。政治家、経営者、その他職業人に共通して言えるのは、器量の小さい人間ほど大きいオフィスを要求することだろう。

耳が痛い。私は大きいオフィスが好きだ。

無用の城

私はヨーロッパが好きで、あちこち訪ねた。ある年の夏、英国ウエールズ地方をドライブしていて、道路標識の導くまま聞いたことのない名前の城を訪ねた。ウエールズは城郭が多く残つてゐる地方だが、英国は道路標識が整備されており、名のある古城はもとより、日本語のガイド・ブックには載つていないような城にも、迷ふことなく入つてゆける。

深い森を進んでゆくと急に森が開け、巨大な城が現れた。中に入ると地元ポランテアとおぼしき案内係の婦人が「新しく出来たばかりなのよ」といいながら日本語のパンフレットを押しつけてくる。これは一八世紀末に西インド諸島で砂糖の栽培に成功した大富豪が、約十二年かけて完成させたノルマン様式の城である。この場所は主な街道からも海岸からも離れており、

軍事的価値はない。兵士が立て籠つたことは一度もなく、大富豪が自己顕示のみを目的として建てたものらしい。

城内の展示個所は二十六カ所、広間、寢室、応接間、図書室、礼拝堂などいずれも豪華な造りである。黒檀づくめの部屋がある。大食堂の壁には親族の肖像画がずらりと飾られている。ポランテア婦人の説明によると、壁紙は中国から、カーペットはトルコから、洋箆箱は日本からなど、世界各地から超高級品を取り寄せたという。順路をたどつてゆくとこれでもかこれでもかと絢爛さが顔を出した。

いささかたびれて城を出た。各地の名城のいいとこどりをしたような印象で、満腹感はあるが何の感興も湧いてこない。ベンチに座り、さつきもらつた日本語のパンフレットを読み出す。「この城は一八二八年から四十年の間に建てられた、巨費を投じた無用の建物です……」。英語版では恐らく「無目的の」と書いてあるのだろうが、無用の建物」とはよくぞ訳したりという感じである。これは名訳である。急に嬉しくなつた。なるほど無用の建物か、何という豪華な無駄遣い。目の前の城が愛おしくなつて来た。「どうも虚しくてすみません」と大構造物が肩をすぼめているように見える。

最近の観光地は、時間の無駄遣いがなかなか出来ない。英国のある古城は城内を大改装して動く歩道を設置した。世界各地から押し寄せる観光客を、効率よくさばくためにはやむを得ない措置かもしれないが、動く歩道に乗って防弾ガラスに守られた王冠を眺めても、殺伐たる気分になるだけだ。この世には非効率が似合う建物もある。間の抜けた空間に対し、もつと寛容さを持ちたいと思つた。

間の抜けた空間

ところで、と私は孫に問いかける。私がいなくなつたあと、おばあちゃんは何でかえると言ひ出すだろう。この家は使い勝手が悪いとぼやいているからね。君はどういう設計図を書くのか。ここは居間、ここは寝室など機能別の部屋をいくつ書いても、あとで失望するだけだ。よく言われるように、人間は理屈によつて納得し感情によつて行動する。設計者が予定した部屋の機能に、律氣に従つて動いてると疲れてしまう。この家には小さな書齋があ

るが、私はこの部屋で本を読んだことは一度もない。

書齋は今、おばあちゃんの衣裳部屋兼アイロン部屋だ。彼女は衣類を捨てないからね。衣裳は増える一方だ。君のお母さんが使つていた部屋も、衣類と布団が山と積まれている。この家の設計者が見たら嘆くだろう。彼から見ればここは単に間の抜けた空間でしかない。

私の妻は浪費家ではない。吝嗇でもない。ただ捨てないのだ。物のない時代に育つた人だから仕方がない。いつか「女学生の時のセーラー服も残っているんじゃないの」とからかつたら、平然と「ベビー服もあるかもよ」と答えた。

若い頃知人に頼まれて、永年お姉妹だけが住んでいた家の葬儀を手伝つたことがある。古い日本家屋に入り、異様な光景に出くわした。台所の板の間に紐で丁寧括られた古新聞が、足の踏み場もないほど並んでいる。縁者達が何度も捨てるよう説得したが「また戦争がはじまつた時、新聞紙が足りなくなる」といけなから」といつて廃棄を拒んできたらしい。第二次世界大戦末期におきた物質欠乏に対する恐怖感、経験した人でないとわからない。

妻はお姉妹ほどではないが、古い物に執着する。彼女は申しわけ程度の寝起き部分と、広大な納戸と複数の衣裳部屋を要求するだろう。孫の困惑ぶりが目に浮ぶ。面白いことになりそうだ。あの世からじつくり眺めるとしよう。

〈参考文献〉

- ・折々のうた 1-10・大岡信著
- ・岩波新書/1980-1992年
- ・句歌歳時記 春夏秋冬・山本健吉著
- ・新潮社/1986年
- ・指導者とは リチャード・ニクソン著
- ・徳岡孝夫訳 (文藝春秋/1986年)
- ・江分利満氏の優雅な生活 山口瞳著
- ・文藝春秋新社/1963年

●櫻井孝穎(さくらい・たかひで)

- 第一生命保険株式会社 特別顧問
- 1955年、東京大学経済学部卒業後、第一生命保険相互会社入社。同営業総局営業管理部部長、財務第一部長、取締役財務第一部長兼資金部長などを経て、1983年、同常務取締役財務企画部長。1984年、同常務取締役。1986年、同代表取締役社長。1987年、同代表取締役社長。1997年、同代表取締役会長。現在、同特別顧問。
- 他に、アサヒビール監査役、帝國国ホテル取締役なども務める。

佐野利器の『住宅論』

文・竹内孝治



(文化生活研究会 / 1925年)

佐野利器との出会い

たとえば「佐野先生」というには、面識もなく、ましてや自分が生まれる約20年も前に亡くなられた人物であることかからないのも不遜な気がする。そんな偉人・佐野利器のことを私が知ったのは、恥ずかしながら建築学科に所属した学生時代ではなく、ハウスメーカーに就職して数年後のこと。もう十年ほど前になる。

きっかけは、木造住宅メーカーがつくり出す「木造住宅」が、大学教育でのそれと大きく異なることへの違和感からだった。住宅の外観をみても、軽量鉄骨造なのか、在来木造なのかサッパリわからない。柱も梁も垂木も全て覆い隠し、木造らしさを消し去るに至った住宅近代化の流れをさかのぼり、違和感の原因を探るその過程で内田祥三や田辺平学らによる住宅・都市不燃化の動きを知り、そして

佐野利器へと辿りついた。佐野は、東京帝国大学在学中、辰野金吾が「日本には欧米と異なる困った事がある。地震が之である」と講義で語ったのをきっかけに、「耐震構造で国家社会に尽くそう」と決意した人物である。辰野が建築の「見た目」を欧化して国家社会に尽くした偉人とすれば、佐野は建築学の「骨組み」や「考え方」の科学化に尽力した人物ともいえる。耐震構造学の確立だけでなく、都市計画や住宅改良、さらにはメートル法やローマ字の啓蒙運動など、多方面で活躍した生涯には圧倒される。

『構造アカデミズム』の権化？

「存在を無視しては日本の近代建築史が語れない」(村松貞次郎)と評される佐野利器。耐震構造学の創始とともに言及されるのは、形の上で悪しとか色彩の事等は「婦女子のする事」といった発言。さらには「日本の建築家は主として須く科学を基本とせる技術家であるべき」といった建築非芸術論である。そのことで、佐野は日本建築界の工学偏重を招いたと指弾され、「構造派」あるいは「構造アカデミズム」の権化として語られる。

私の「木造住宅」に対する違和感、日本の建築近代化・科学化が招いた、ある意味「成果」だったと納得した。しかしその後、佐野のあまりにパワフルな生涯について調べたり、彼自身の著書や発言

を丹念にみていくことで、ことはそう単純ではないことがわかってきた。

たとえば「婦女子」発言も、『佐野博士追想録』を子細に見ると少し話が違ってくる。その発言は、建築学に科学的理論がないことに失望した佐野が、その理由を説明するくだりにあらわれる。小さい時から質実剛健というモットーに育てられ、形の上で悪しとか色彩の事等は婦女子のする事で、男子の口にすべきことではないと思いついていた位だからだ」と語り、「もつとも2年の半ば頃から段々と形、色彩にも興味を持つようになり、卒業頃は芸術の人生に大切な事をささるようになった」と続く。建築非芸術論にしても、当時の日本が「正に臥薪嘗胆の時機」だという時代認識を、明治末期にひとりドイツに留学して痛感した佐野が、気合いを込めて「建築家の覚悟」(1911)を語ったのであって、根本から芸術や趣味の問題を全否定したわけではなからう。佐野は「構造合理主義」というレッテルを知ったら、どう思うのだろう。

『住宅論』の子どもへの眼差し

さて、前置きが長くなったが、佐野の著書『住宅論』を「この一冊」に採り上げたい。この本は、森本厚吉や有島武郎、吉野作造らが中心となり活動していた文化生活研究会から1925年出版された。科学的に生活を改善し、「文化生活」

佐野利器 (さの・としかた)

1880年 山形県西置賜郡荒砥町で生まれる
1903年 東京帝国大学工科大学建築学科卒業
1906年 東京帝国大学助教授
1911年 建築学研究のためドイツ留学(～14年帰国)
1915年 論文「家屋耐震構造論」(『震災予防調査会報告』)
1918年 東京帝国大学工科大学教授。その後、住宅改善調査会委員、明治神宮造営局参与、帝都復興院理事・建築局長、特別都市計画委員、東京市建築局長などを歴任。

1928年 日本大学工学部長
1929年 建築学会会長に就任(～31年、以後33～35年、37～39年)、日本大学専門部工科長、東京工業大学教授を兼任。合資会社清水組副社長(～32年)
1956年 逝去(享年76)

主な建築作品に、日本橋丸善書店(設計/1909)、国技館(鉄骨構造計算/1909)、東京中央停車場(鉄骨構造計算/1914)ほか
主な著書に、『住宅論』(1925)、『家屋耐震並耐風構造』(1926)、『建築』(1935)、『耐震構造汎論』(1935)ほか

の推進を啓蒙することが会の趣旨であり、佐野は建築学者として「住宅論」を通信教育用テキストとしてまとめた。これを単行本化したのが本書である。

目次構成をみると、緒論にて住宅の意義や欧米の住宅事情を紹介した後、敷地論、経営、住宅計画論、構造論、住居衛生論、住居保安論について概説する内容となっている。欧米でのアパートメントの事例を紹介し、鉄筋コンクリート造を推奨したり、火災や震災への配慮を力説したりしている。また家相についても、その科学的理論の無さを徹底攻撃するなど佐野利器らしさが前面に押し出されている。「構造派・佐野」という色眼鏡で見えていた十年前の私はそう思った。しかし、最近、改めて内容を読み進んでみると、いささかチャーミングな佐野の側面が見えてきた。

たとえば敷地論の章で、佐野は敷地選定のために考えるべきポイントを掲げている。「近所に危険物はないか」、「近所に衛生上有害なものはないか」、「排水がよいか」といった一般的な注意喚起が続くなか、最後の項目に「遠くない所に遊園地があるか」が唐突にあらわれる。「公園その他子供の遊び場が余り遠くない所にある」ということは誠に望まじきことであると熱弁する。

さらに住宅計画論の章では「主要各室」と別に「児童室」の節を設けている。こ

こでは「我が人生観乃至生活観にして誤りなくんば即我が住宅は正に子供の住宅でなければならぬ」、「子供を育てると言うことは我々の生活の中心であらねばならぬ」、「住宅を以て子供のものである」などなど、子どもへの温かな眼差しをもつた住宅論が展開されている。

愛とユーモアの人・佐野利器

こうした住宅論は、近親者が語る「子煩悩」な佐野利器についての思い出話を知ると、より深く味わうことができる。佐野の合理主義が形をなしたとされる鉄筋コンクリート造の自邸も、実は「子どもたちがグルグル回って遊べるように」つくられたものであったそうだ。週末には孫たちと一緒に「自転車部隊」を繰り出しもしたという。学生からは恐れられた佐野も、家族にとつては愛情あふれる人物であったことがわかる。

佐野は「住宅論」のなかで人生の本義を「己れもよく生き、人もよく生かすこと」の努力、即ち我と人とを近くより遠きに及ぼし現在より未来に及ぼして最もよく生活せしめる」とことと定義した。子ども重視の姿勢がここから導かれるのは言うまでもない。

そういえば、佐野は建築学会誌への投稿に「遅飛」というペンネームを使っている。これは自身の背が低いことに因んでいるそうだ。「としかた」を「りき」と

読み、時には「Polic」と署名もしたらしい。また、浪花節も愛好したという。合理主義で割り切れない「佐野利器」像を、こうした愛やユーモアを手がかりに再構築できるのでは、と思ったりもする。

佐野の存在を無視しては日本近代建築史を語れないとされながらも、没後半世紀を過ぎた今、「この人物のことを建築界でも知る人はまれだろう」(藤森照信)とも指摘される。このまま佐野は「構造派」を唱導した建築学の偉人」として丁重に忘却されるのだろうか。鉄骨造と区別がつかない木造住宅を生み出した犯人探しから始まった私の佐野利器との出会いは、愛とユーモアの観点から「構造派」を再読する作業へと展開しはじめた。単純化された「佐野利器」像を改めて複雑化するため、佐野の言葉に思いを巡らす時機にある。「住宅論」はそんな私に折々の顔を見せてくれる。

●竹内孝治(たけうち・こうじ)

愛知産業大学造形学部建築学科専任講師
1975年、三重県生まれ。愛知産業大学大学院修士課程修了。修士(建築学)。大学卒業後の6年間、木造住宅メーカーに勤務。その後、大学院進学等を経て現職。戦前期日本の住宅計画史に関する研究を進める。
主な論文に、「F・L・ライトの「リヴィング・シティ」にみられるR・W・エマソンの農業思想の影響に関する研究」(共著)、「建築家・内田祥文の「國民住宅」構想に関する研究」(共著)等がある。

「すまいるん」 春号を読む

前号(2010年春号)の特集記事「高齢者のすまいはどこにある」について、読後の感想を、建築計画研究者の在塚礼子さんに執筆していただきました。

在塚礼子 「どこにある」 高齢者のすまい 課題となる空間の質



「高齢者のすまいはどこにある」という特集のタイトルは、私に、1970年に話題となった本「老人はどこで死ぬか(全誠堂)」を思い出させた。高齢化社会の入り口で、実は「どこに住むか」を根本的に問うた本である。この特集にも、同様の姿勢を讀みとることができた。

40年後の「どこにある」という問いは、高齢者のすまいにかかわる、福祉と住宅にまたがる制度的状況のわかりにくさを問題にしたもので、このことは、副題にも示された「すまい」と「ケア」の組み合わせによって、全体像として、よく説明されていて、ありがたかった。その上でとりあげられた各地の事

例は、日本の福祉が、海外に学ぶ段階から、自分たちで自分たちにふさわしいあり方を創造していく段階に達したこと実感させてくれた。地域ごとに、異なる立場の中心人物がその地域のニーズを読み取り、呼応する人々を巻き込み、制度を活用しながら、それぞれのすまいをつくりあげている。そこでは施設種を複合する、地域に開く、といったかねてからの課題が達成されている具体的な姿をみる事ができた。

「どこにある」という問いは、しばしば「どこにもない」と訴えるための表現として使われるが、今回の特集は逆に「どこにある」と示すことによつて、多くの人を元気づけたことだろう。

しかしながら、この「すまいるん」の中で、より幸せそうに感じられたのは「高齢者のすまい」とは位置づけられていない「銀舎長屋」の住人だった。さらに、巻末の「鈴木成文邸」も、住文化を継承しつつ、友人知人たちに開き、若い学徒とともに住んだ晩年のすまいとして讀みとることもできる。ともに若い世代と日常的なかかわりを持つすまいであり、「空間の質」を持つすまいである。

その意味でも、特集の軸である「すまい」と「ケア」のそれぞれが、交流、人のつながりの大切さと関連づけてこれからの課題とされていること、すなわち、ふつうの意味で「集

まって住むすまい」と、一方的に受身ではない双方方向の「ケア」の意義が随所で語られていることは重要なことと感じられた。30年にわたる国際比較調査で、日本の高齢者の生活の著しい特徴が、地域の中でつながりを持たないことだったことを想起すると、その重要さがより強く認識されるのである。

「空間の質」は全体的には遠慮がちに語られていたが、制度やシステムだけでは実現できない生活の質は確かである。古民家で活動してこられた飯島龍一郎氏による、空間が生活にもたらした大きな影響力についてのご報告は印象深かった。そのような視点から、これからの地域について、今後に期待される地域包括ケアシステムについても、そのための地域の空間像とともに描かれていくことに期待したいと思った。

●在塚礼子(ありづか・れいこ)

1970年、日本女子大学住居学科卒業。東京大学大学院工学系研究科修士課程修了。博士課程単位取得。埼玉大学教育学部講師、助教授を経て教授。東京学芸大学連合大学院教授兼任。2006年、退職。工学博士。一級建築士。
主な著書に「老人・家族・住まい―やわらかな住宅計画(住まいの図書館出版局)」、「住まいを読む―現代日本住居論(共著、建築資料研究社)」、「変動する家族(共著、建帛社)」、「建築計画(共著、市ヶ谷出版)などがある。

「すまいるん」のご購読について

●発行は、冬号は1月、春号は4月、夏号は7月、秋号は10月です。

●定期購読料は、次の通りです(税込料金)
1年間(4冊) 4000円
3年間(12冊) 9600円

●購読料は郵便局の振込用紙でお振込下さい。

●口座番号 00110136639
加入者名 財団法人 住宅総合研究財団
通信欄に購読期間(1年あるいは3年)を記入下さい。
(当財団から、領収書は発行しません)

●お届け先は、振込用紙の「払込人の住所・氏名」になります。

●購読開始は、購読料受領後の最新号からです。なお、購読料入金の確認に約一週間かかります。

●購読満了時にはお知らせをします。引き続き、ご購読をお願いします。

●定期購読期間中の購読中止については、購読料の返金はいたしません。

●バックナンバーを希望の方は、在庫の有無と送料を左記財団にご確認下さい。
(定期購読は扱っていません)
南洋堂書店 千代田区神田神保町1-21
TEL 03-3229-1133

財団法人 住宅総合研究財団
〒156-0055 東京都世田谷区船橋4丁目29-18
TEL 03-3484-1538
FAX 03-3484-1579

住宅総合研究財団（略称「住総研」）は、昭和23年、当時の清水建設社長・清水康雄により、戦後の窮乏した住宅問題を、住宅の総合的研究、および成果の公開・実践・普及によって解決することを目的として、設立された財団法人です。

現在は住宅に関する研究助成事業を中心とし、「住宅総合研究財団研究論文集」等を発刊、また住に関する専門図書室、セミナー室等を整備、公開し、社会のお役に立つよう公益事業に努めております。

この『すまいるん』誌は、活動の一環として、成果の一端を、市民、実務者、研究者の皆様により、より広くより手軽にご理解いただくとともに、その意見交流の場になることを願って刊行（季刊）しているものです。ご愛読、ご活用ほど、よろしくお願い申し上げます。

本誌は、数名の方々に編集委員をお願いし、編集委員会によって編まれています。各号の特集企画は、担当委員の企画案を編集委員会で幅広い視野から議論し、シンポジウムの開催や執筆依頼をしています。現在の編集委員は、左記の方々です。また、企画に合わせて随時、ゲスト編集委員に参加していただいています。

● 編集委員 50音順 *委員長

- 大月 敏雄（東京大学大学院准教授）
 - 小野田泰明（東北大学大学院教授）
 - 腰原 幹雄（東京大学生産技術研究所准教授）
 - 手嶋 尚人（東京家政大学造形表現学科准教授）
 - 中谷 礼仁（早稲田大学理工学部准教授）*
 - 道江 紳一（清水建設設計・プロポーザル統括主任）
 - 本号ゲスト編集委員
 - 青井 哲人（明治大学理工学部建築学科准教授）
- 制作：建築思潮研究所（波多野章子）
印刷・製本：慶昌堂印刷株式会社

編集後記

「動くすまい」という視点は魅力的だと思っているのだが、それを具体的なイメージと論理で充填し、力強く押し広げてくださったパネリストや執筆者の皆さんに、まず御礼を申し上げます。編者としては実は「無点」に書いた着想のフレイムに曖昧なところがたくさん残っていることは何となく自覚していて少々落ち着かないのだが、今はそれが何なのかもはっきりしない。読者諸君のご批判を頂戴しながら、今後も考えてゆきたい。

ところで、阪神淡路大震災後の復興を思い起こすと、半世紀前まで活躍していた「動くすまい」がその本領を發揮できる余地はすっかり狭まっていたことに気づく。バラックはなぜ建たなかったのか、などと恥ずかしいほど素朴な問いを立ててみると、いろいろと考えられる。たとえば、帝都復興や戦後復興の反省から「現地復興」は強く忌避されてきたから、避難所・仮設住宅・復興住宅といった「現地」を避ける巧妙な迂回路が用意されてスケジュールどおりに事は運んだ。見事だった。もちろん「仮設性」と「空地」は必要だったが、都市からは離れていた。今後の災害復興がすべてあのとおりいくとはとても考えられない。「現地」を避けるわけにはいかないから、「動くすまい」は切実な選択肢、いやむしろ当然のこととして息を吹き返すのだろうか。

すぐにでも取り組みたい課題もある。そのひとつは「かたい」ヨロロツパ都市の「やわらかさ」を考えることだ。柔軟さが「ゼロ」の都市などありえないから、これをやらないとフェアではない。やはり戦災復興等が手がかりになるだろう。

（本号責任編集 青井哲人）

2010年 住総研カレンダー

- 7/9 第30回住総研シンポジウム
「サステイナブル住宅って、何？」
- 7/24 第184回江戸東京住まい方フォーラム
「江戸城隈と都市環境—都心で深く暮らす—」
- 10/15 第3回「住総研 清水康雄賞」
贈呈式・記念講演会
安藤邦廣氏（筑波大学教授）
- 11/29 第185回江戸東京住まい方フォーラム
「江戸・明治の住宅リサイクル—仮—」

◆お詫びと訂正◆

本誌2010年春号「特集／高齢者のすまいはどこにある」記事中の、三浦 研さんのご経歴（29頁）に誤りがありました。
誤：1970年、京都大学工学部卒業。
正：1970年、生まれ。1993年、京都大学工学部卒業。
訂正してお詫び申し上げます。（波多野章子）

次号予告

2010年 秋号 2010年10月発行

特集「サステイナブル住宅って、何？」

〈焦点〉

サステイナブル住宅って、何？

加藤信介（東京大学生産技術研究所）

〈シンポジウム〉

伊香賀俊治（慶応義塾大学）

岩船由美子（東京大学生産技術研究所）

鎌田紀彦（室蘭工業大学）

小玉祐一郎（神戸芸術工科大学）

司会：加藤信介

コメンテーター：松村秀一・中村勉

〈記事〉

住宅持続再生と経済

中城康彦（明海大学）

所有から使用への提言

山本良一（元東京大学生産技術研究所）

風土に住む——サステイナブルコミュニティへ

縮内正道（北海道大学）

〈私のすまいるん〉

「運歌のような住まい方（仮）」

馬場諒造（建築情報システム研究所）

〈すまい再発見〉

谷中カヤバ珈琲店再開

椎原晶子（たいとう歴史都市研究会）

〈図書室だより〉—この人、この一冊

高山英華について

中島直人（東京大学）

〈前号特集の感想〉

タイトルは仮題、執筆者は変わることがあります。

清水組が建てた政治家の別邸「旧松本丞治邸」

—鎌倉山住宅地の創成期を語る名邸宅—

赤松 加寿江

昭和初期につくられた鎌倉山住宅地
「旧松本丞治邸」は、海、富士山、江ノ島を一望する鎌倉山の斜面に建つ。長らく存在を知られていなかったこの住宅は、昭和初期を代表する政治家の別邸であり、清水組の熟練技師が設計した和洋折衷住宅であると同時に、「鎌倉山」という理想的住宅地の創成期に建てられたという点から見ても、多くの物語を秘めている。

鎌倉山は風光明媚な桜の名所として知られるが、ここが日本初の自動車専用道路の計画に伴って開発された住宅地であることは、さほど知られていない。鎌倉と江ノ島に便利な自動車道路をつくり、観光客の利便と将来的な増益に目を付け、昭和3年に道路敷設と住宅地造成が始められた。翌年には「夏は涼しく冬暖く——理想的住宅地——東京へ僅か一時間」という謳い文句と共に、住宅地分譲が開始された。昭和10年頃までの土地購入者リストには、近衛文麿、大倉喜七郎、田中綱代や藤原義江といった政財界、芸能界の錚々たる顔ぶれが並ぶ。鎌倉山での魅力的な暮らしぶりをうたった冊子「鎌倉山グラフ」を開くと、住民が自邸の前で顔をほころばせる写真とともに、「便利な鎌倉山のサービス御用聞き・豆腐屋・魚屋・郵便集配等」といったフレーズがとびかう。最も華やかだった頃の鎌倉山のライフスタイルを描いたこの冊子。その表紙



写真1 「鎌倉山グラフ」表紙の松本

を飾る人物が、松本丞治である（写真）。

政治家・松本丞治と旧邸

松本丞治（明治10年〜昭和29年）は、東京帝国大学教授として、また商法各分野の標準的教科書を執筆した法学博士として名高い。特に敗戦後の



写真2 外観竣工当時（写真=清水建設株式会社所蔵）



写真3 現在の外観

憲法改正に際し、憲法草案「松本草案」を執筆していたことが、彼の名を有名にした。その松本丞治が、第30代斎藤實内閣の商工相だった頃（昭和9年2月9日〜7月8日）、別荘として建設された家が、今も大きく姿を変えずに住み継がれている。

アールデコ調の鉄柵がはめ込まれた窓枠や丸窓が、興味をそそる家だった。昔の鎌倉山の記録やエピソードを残そうと、住民主体で始まった地域誌「鎌倉山」において建築探訪を担当していた私は、心を躍らせ取材に訪れた。

敷地はおよそ5000坪。広大な庭は、鎌倉山の山腹から七里が浜住宅地に達する。南面する傾斜地のため、一段低い庭につながる地階と、玄関レベルにつながる1階はRC造でつくられ、2階だけが和風で木造になっている。竣工したのは昭和9年7月。戦後はGHQの接収を受け、昭和44年に現オーナーに

変わってから、増改築は加えられているものの、既存のスタイルを崩さず、昭和初期の意匠が丁寧に維持されてきている。同様に大改築を求めないほど、最初から建築的にも住み心地の良い邸宅だったことも背景にはあるのだろう。美しく割り付けられた窓やタイル、光を豊かに取り込む空間構成や、動線計画を見ても、確かなデザイン力をもった設計によることは一目瞭然である。

清水組技師・大友弘による巧みな空間表現

それもそのはず、ここを設計したのは清水組の技師・大友弘であることが、今回、清水建設の調査協力によって判明した。大友弘（明治21年〜昭和37年）は明治37年に清水組に入社し、昭和23年に退職するまで、一貫して設計職にあつたことがわかっている。彼の担当した現存物件には、熱海市の「旧根津嘉一郎別邸洋館」（現・起雲閣、昭和7年12月竣工）、旧

写真4 (左) 居間兼食堂。竣工当時のようす (写真=清水建設株式会社所蔵)



松本邸と同時期に建てられた新潟県の「松籟閣」(現・朝日酒造迎賓館、昭和9年9月竣工)、新潟市の「新津恒吉氏邸」(現・新津記念館、昭和13年4月竣工)、さらに現存しないものでは品川区の「旧正田邸」(昭和8年7月竣工)も大友の設計である^{*)}。この歴々の建物をながめると、彼がピカイチのデザイン力をもつ設計チームリーダーであったことが想像できる。46歳の彼が旧松本邸を完成させた年に住宅設計係長に就いたことをみても、彼にとつて脂がのつた時期の作品のひとつが、旧松本邸だと言つてよいだろう。大規模で、華やかで、多様な意匠要素を重ねた「旧根津邸」と比べると、「旧松本邸」は小規模ではある。しかし見せ場を絞り、立地特性を生かした建築的構成や、景色と光を取り込む窓廻りの質は極めて高い。

華やかなステンドグラスと円弧窓



写真5 (右) 食堂ステンドグラス
写真6 (左) 浴室ステンドグラス

船底天井の玄関に入ると、廊下がまっすぐに突き抜け、天井の高い玄関ホール(図面には「廣間」とある)に光が溢れている。左手には高窓が連続し、2階への階段が延びている。玄関右手には、2色づかいの大きい円形のステンドグラス、左側の個室扉には小円のステンドグラスが、光をもたらししている。これらのシンプルなステンドグラスの中で目を引くのが、廊下と居間兼食堂(以下「食堂」、写真4)の間の壁にある多色づかいのステンドグラスである。四角い木製枠の中に、梅や竹や菖蒲といった日本的な植物モ

チーフを彩る六つの円が構成されている(写真5)。このおかげで廊下に色光がもたらされ、食堂と廊下の光と気配が共有される。船や花をあしらったアールデコ風のステンドグラスが浴室や洗面室にも用いられ、シンプルな構成に彩りをつくり出している(写真6)。

和風ステンドグラスの内側にあるのが、この家のメインルームとなる食堂である。景色が飛び込んでくる正面の窓は、よくみる多角形のベイウインドウではない。木製建具の枠が外側に孕み、弧を描いて張り出した円弧窓である。ガラスまで弧を描いているかと錯覚するほどに、程よい曲率。その外に見えるのは、現オーナーが住み始めたときに植えたというフェニックスの近景と遠景の水面。隣り合う和室も、かつては南側に板敷きの広縁がL字にめぐっていたというから、東から南面にかけてのパノラマを楽しむ場であったことが想像できる。完全に洋風の外観でありながらも、内部に設えられたのは完全なる和室空間。巧みな和洋折衷に不自然さはない。

立地を活かしたロτζジヤ

一方、地階には別の空間体験も用意されている。庭につながる地階は、ボイラー室とボイラーマン部屋にあてられていたが、残り半分は卓球をするための吹き放ちの空間としてつくられたという。現在は室内化されたものの、石積風のアーチが支えるその空間は、イタリアのロτζジヤを思わせる。土留めを兼ねた地階部分は湿気が多く、吹き放ちであることは実に理に叶う。また地階部分は回り込む外階段とともに全て石積風となっており、斜

面ながらも安定感のある美しいプロポーシヨンを保っている。

土地特性の読み込み、ステンドグラスや窓構成にみる自由なアイデア、そして和洋混交やプロポーシヨンのバランス感覚からみても、旧松本邸は名作と位置づけられてよいだろう。理想的住宅地として描かれた鎌倉山住宅地において、法整備に身を尽くした松本丞治氏のおいて、熟練設計士・大友弘によつてつくり出された質の高いすまい。施主、設計士、住宅地、それぞれの物語の結節点となる旧松本邸は、理解ある現オーナーによつて住み継がれ、今も新たな物語を描き継いでいる。

*1/大船「江戸島を直線ルートで結び、自動車走らせるといふ事業を目標んだも」だった。昭和3年には、日本自動車道株式会社が発足し、翌年8月には県から自動車専用道路実施計画認可書が交付され、10月に専用道路の起工式がおこなわれた。米山尚志「鎌倉山正史」(玄同社/平成16年)

*2/昭和20年8月15日の敗戦後、最初に組閣された第44代幣原内閣において、憲法担当の國務大臣に就いたのが松本丞治だった。

*3/平山育男「松籟閣を設計した大友弘」松籟閣の研究6「日本建築学会大会学術講演梗概集」/2003年9月/685、686頁

*4/清水建設株式会社提供資料。なお、図像資料及び大友弘に関する資料においては、清水建設株式会社・畑田尚子氏にお世話になった。心から感謝したい。

●赤松加寿江(あかまつ・かずえ)

共立女子大学非常勤講師
博士(美術)、一級建築士。日本女子大学大学院修了。フィレンツェ大学建築学部(イタリア給費留学生)を経て、東京藝術大学大学院博士課程単位取得満期退学(イタリア建築、都市史専攻)。2003年、一級建築士事務所 studio arco を共同設立。2008年から鎌倉市景観重要建築物の「旧見沼邸」に事務所を移し、利活用及び運営管理をおこなうと同時に、鎌倉山住宅地を中心に調査をおこなっている。

特集II 動くすまい

流動的都市の原風景と未来

目次

「日本の集落の30年」鉄骨トラス橋脇の小さな入り江 宮城県桃生郡北上町小室集落 畑亮 畑拓……………2

《焦点》「動くすまい」と「やわらかい都市」——土地・建物関係の再考……………4

やわらかい都市／かたい都市……………6

伊藤毅（東京大学）十陣内秀信（法政大学）司会II青井哲人（明治大学）

関東大震災と東京の下町——曳家と区画整理 田中傑……………22

改造移築分割移転——匿名の技術・経済として 平山育男……………26

日本中近世都市における土地と建物 特に建物先行型について 土本俊和……………30

動くすまいの権利——土地と建物の法的関係 森田芳朗……………34

取材II都市の持続と曳家の技術 明治大学建築史・建築論研究室 石樽督和……………38

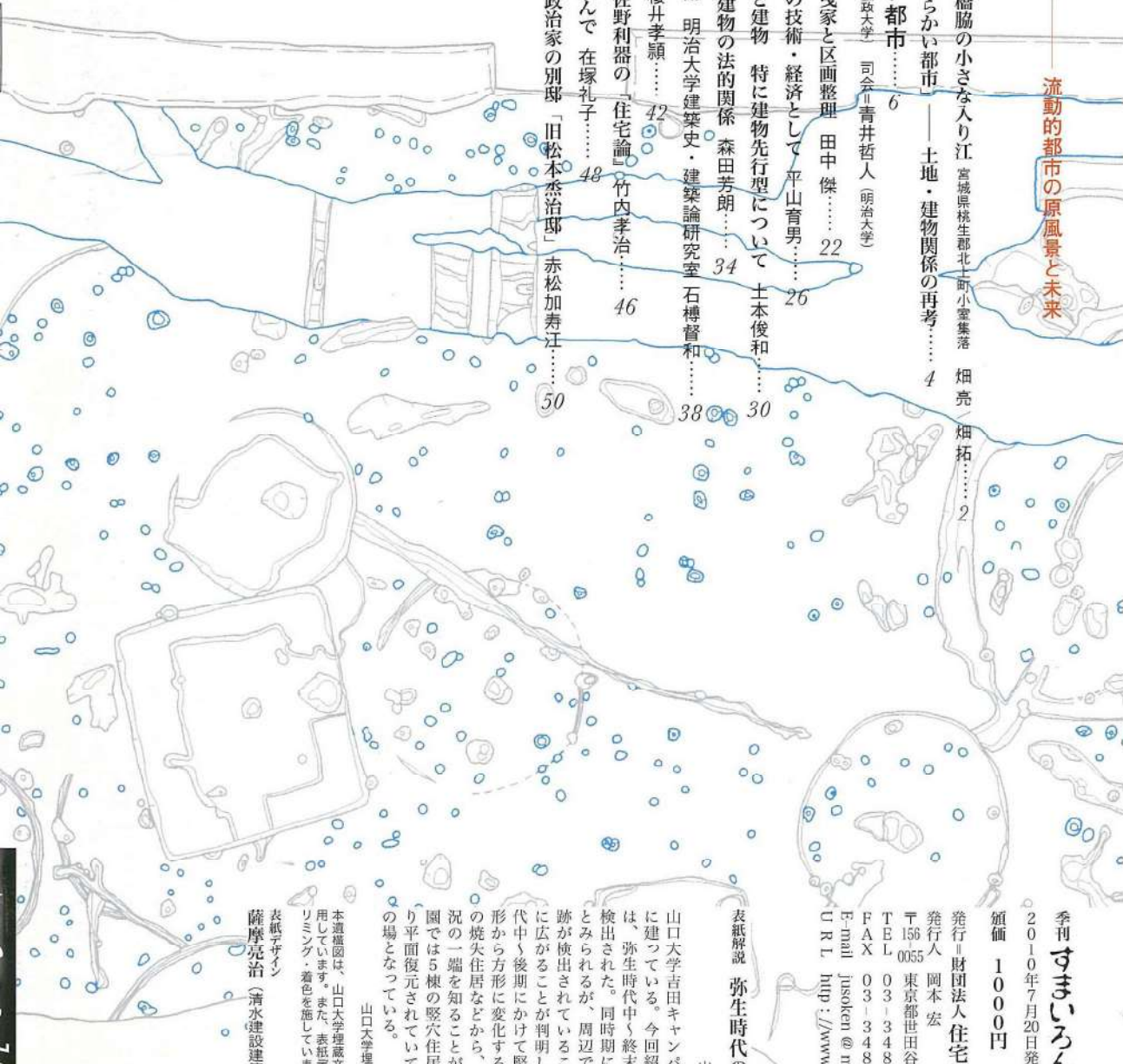
私のすまいろく 孫の設計図 櫻井孝頼……………42

《図書室だより》この人、この一冊 佐野利器の「住宅論」 竹内孝治……………46

すまいろくを読む 前号特集を読んで 在塚礼子……………48

《すまい再発見》清水組が建てた政治家の別邸「旧松本丞治邸」 赤松加寿江……………50

編集後記……………49



季刊「まちろく」2010年夏号（通巻第95号）
2010年7月20日発行
頒価 1000円

発行II財団法人住宅総合研究財団◎
発行人 岡本宏
〒156-0055 東京都世田谷区船橋四丁目29-18
TEL 03-3484-5381
FAX 03-3484-5794
E-mail jusoken@nxi.mesh.ne.jp
URL http://www.jusoken.or.jp/

表紙解説 弥生時代の集落跡

山口県山口市 吉田遺跡
山口大学吉田キャンパスは「吉田遺跡」の上に建っている。今紹介する遺跡保存公園では、弥生時代中〜終末期の竪穴住居跡が21棟検出された。同時期に存在したのは数棟程度とみられるが、周辺でも弥生時代の竪穴住居跡が検出されていることから、集落範囲は更に広がる事が判明している。また、弥生時代中〜後期にかけて竪穴住居跡の平面形が円形から方形に変化すること、弥生時代終末期の焼失住居などから、弥生時代のすまいの状況の一端を知ることができる。現在、この公園では5棟の竪穴住居跡がカラータイルにより平面復元されていて、教職員・学生の憩いの場となっている。

山口大学埋蔵文化財資料館 田畑直彦
本遺跡図は、山口大学埋蔵文化財資料館の許可を得て使用しています。また、表紙デザインの都合上、遺跡図のトリミング・着色を施しています。

表紙デザイン
藤原亮治（清水建設建築事業本部デザインセンター）

